

噴霧乾燥器の輸出に係る
外国為替及び外国貿易法違反等事件における
捜査・公判上の問題点等について

令和7年8月7日

最高検察庁

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	事案概要等	2
1	事案概要	2
2	捜査経過の概要	5
(1)	第 1 事件の逮捕までの捜査状況	5
(2)	第 1 事件の逮捕から勾留請求までの捜査状況	9
(3)	第 1 事件の勾留期間中の捜査状況	11
(4)	第 1 事件の公訴提起	14
(5)	第 1 事件の公訴提起後から第 2 事件の逮捕までの捜査状況	15
(6)	第 2 事件の逮捕から勾留請求までの捜査状況	15
(7)	第 2 事件の勾留期間中の捜査状況	16
(8)	第 2 事件の公訴提起	17
3	公判経過の概要	18
(1)	公判前整理手続の経過	18
(2)	公訴取消しに至る状況	22
(3)	本件要件ハの解釈に関する当事者の主張	22
(4)	公訴提起後の身柄関係	23
4	本件国賠訴訟の概要	29
(1)	第一審	29
(2)	控訴審	30
第 3	問題点・反省点	32
1	警察からの事件相談について	32
2	主任検察官の交代に伴う事件の引継ぎについて	34
3	法令解釈（本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと）について	34
4	本件要件ハ該当性判断における消極証拠の評価について	36
5	公判担当検察官の対応について	38
6	保釈請求への対応について	42
7	決裁官の関与について	47
第 4	適正な検察権行使のために検察全体として取り組むべき事項	49
1	前提	50
2	適正な検察権行使のために必要となる視点	50
(1)	警察からの事件相談における対応	50
(2)	引継ぎ	51
(3)	法令解釈	51
(4)	捜査における消極証拠の検討	51
(5)	応援検察官が関与する事件における捜査の在り方	52
(6)	公判担当検察官の役割	52
(7)	保釈請求への対応	53
3	今後実施する具体的取組	53

(1) 最高検主催のキャラバンの実施	54
(2) 検察官に対する研修の実施	54
(3) 行政法規違反の事案における法令解釈に関する通知の発出	54
(4) 保釈請求への対応に関する通知の発出	54
(5) 本検証結果を踏まえた改善状況について東京地検から定期的なヒアリングの実施	54
(6) 勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する検察庁及び拘置所等の間の連絡体制の強化に関する通知の発出	55
(7) 参与会への報告、意見の聴取	55
4 東京地検において今後実施される取組	55
(1) 全検察官を対象とした勉強会の実施	55
(2) 東京地検公安部と警視庁公安部との定期的な意見交換会の開催	55
(3) 総括審査担当検察官の関与	55
第5 おわりに	55

第1 はじめに

警視庁公安部が捜査し、噴霧乾燥器¹の製造及び販売等を業とするX社代表取締役A氏、同社取締役B氏及び同社顧問C氏を逮捕して東京地方検察庁（以下「東京地検」という。）に事件送致したX社、A氏、B氏及びC氏に対する噴霧乾燥器の輸出に係る外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）違反被疑事件は、東京地検においてA氏、B氏及びC氏を勾留請求した上で捜査し、関税法違反被疑事件と併せて東京地方裁判所（以下「東京地裁」という。）に公訴提起された（以下、外為法違反被疑事件及び関税法違反被疑事件並びに公訴提起後の各被告事件を併せて「本件」という。）ものであるが、その後、東京地検が公訴を取り消し、東京地裁が公訴を棄却したことにより、刑事事件として終結した。

本件に関し、X社、A氏、B氏及びC氏の御遺族（以下、X社、A氏、B氏及びC氏の御遺族を併せて「原告」という。）が、本件における警察官による逮捕及び取調べ等並びに検察官による勾留請求及び公訴提起が違法であるなどとして東京都及び国に賠償を求めた訴訟（以下「本件国賠訴訟」という。）について、本年5月28日、東京高等裁判所（以下「東京高裁」という。）は、本件における警察官による逮捕及び取調べ等並びに検察官による勾留請求及び公訴提起が国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項の適用上違法であるとして、東京都及び国に賠償を命ずる判決（以下「本件判決」という。）を言い渡し、本件判決は、同年6月12日に確定した。

最高検察庁（以下「最高検」という。）は、本件判決に至ったことを検察全体の問題として真摯に受け止め、本件に係る記録を精査するとともに、本件に関与した検察官から事情を聴取するなどして本件の捜査・公判上の問題点等を明らかにし、適正な検察権行使のために講ずべき方策を検討することで、本件のようなことを二度と繰り返さないようにするために、本件に関する検証を行うこととした。

この検証に当たっては、客観性をもって検証を行う観点から、本件の捜査・公判を担当した東京地検ではなく、最高検において、次長検事を実施責任者として、最高検公安部を中心に体制を整え、原告代理人弁護士から法的観点からの意見等を聴取した上で、客観的な事実関係を踏まえて行うこととした。

本報告書では、まず、「第2 事案概要等」において、本件の捜査、公判及び本件国賠訴訟の経過の概要等を記載し、「第3 問題点・反省点」において、本件における警察からの事件相談、主任検察官の交代に伴う事件の引継ぎ、法令解釈、消極証拠の評価、公判担当検察官の対応、保釈請

¹ 噴霧乾燥器とは、液体や液体・固体の混合物を熱風中に噴霧して、溶媒を蒸発させ粉末を得る装置であり、インスタント食品・飲料の粉末、化粧品、粉末洗剤及び乾電池の材料等の食品や日用品の生産等に利用されている。

求への対応及び決裁官の関与に関する問題点・反省点を明らかにした。その上で、「第4 適正な検察権行使のために検察全体として取り組むべき事項」において、適正な検察権行使のために必要となる視点を確認し、今後実施する具体的な取組の内容を明らかにした。

第2 事案概要等

1 事案概要

- (1) 本件は、要旨次のような事実を被疑事実又は公訴事実として、A氏、B氏及びC氏が逮捕・勾留され、X社と共に公訴提起され、その後、公訴が取り消された事案である。

(事実の要旨)

A氏、B氏及びC氏は、共謀の上、X社の業務に関し、経済産業大臣の許可を受けずに

① 平成28年6月2日、外為法の規制貨物である噴霧乾燥器（RL-5型）（以下「本件噴霧乾燥器1」という。）を、中華人民共和国に輸出した。

② 平成30年2月21日、外為法の規制貨物である噴霧乾燥器（L-8i型）（以下「本件噴霧乾燥器2」という。）を、大韓民国に輸出した。

本件では、まず、①に係る外為法違反の事実で逮捕、勾留及び公訴提起された（以下、①に係る外為法違反被疑事件又は同被告事件のことを「第1事件」という。）。その後、②に係る外為法違反の事実で逮捕及び勾留され、同事実に加えて①及び②に係る関税法違反の事実で公訴提起された（以下、これらの外為法違反・関税法違反被疑事件若しくは同被告事件又は②に係る外為法違反被疑事件若しくは同被告事件を「第2事件」という。）。）。。

- (2) 本件の外為法違反に係る関係法令は、以下のとおりである。

ア 外為法（平成29年法律第38号による改正前のもの）の規定

外為法48条1項は、同項の規定する特定の種類の貨物の輸出に経済産業大臣の許可を要することを定めており、罰則として、同法69条の6第2項2号は、同法48条1項の定める特定の種類の貨物であって政令で定めるものについて、経済産業大臣の許可を受けずに輸出をした者は、10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨規定している²。

イ 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。）の規定

前記アの外為法の委任により、輸出令は、外為法48条1項の許可

² 第2事件当時の外為法（平成29年法律第38号による改正後のもの）69条の6第2項2号は、同法48条1項の定める特定の種類の貨物であって政令で定めるものについて、経済産業大臣の許可を受けずに輸出をした者は、10年以下の懲役若しくは3000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する旨規定している。

を受けるべき貨物の一つとして「噴霧乾燥器」を掲げ、その仕様について、「軍用の細菌製剤の開発、製造若しくは散布に用いられる装置又はその部分品であるもののうち経済産業省令で定める仕様のもの」と定めている³。

ウ 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（以下「本件省令」という。）の規定

前記イの輸出令の委任により、本件省令2条の2第2項5号の2は、規制対象となる噴霧乾燥器の仕様について、同号が規定する3要件、すなわち

イ 水分蒸発量が1時間当たり0.4キログラム以上400キログラム以下のもの

ロ 平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの又は噴霧乾燥器の最小の部分品の変更で平均粒子径10マイクロメートル以下の製品を製造することが可能なもの

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるものを全て満たす必要がある旨規定している。

なお、本件省令2条の2第1項は、輸出令の委任を受け、規制の対象となる軍用の細菌製剤の原料として用いられる生物、毒素等について、各号を設けて限定列举している。そのうち2号には、細菌であつて、ウェルシュ菌、コレラ菌、志賀赤痢菌、炭疽菌、腸管出血性大腸菌（O157等、以下単に「大腸菌」という。）、ペスト菌、ボツリヌス菌、野兔病菌等に該当するものが含まれる。

本件では、主に本件噴霧乾燥器1及び本件噴霧乾燥器2（以下、本件噴霧乾燥器1及び本件噴霧乾燥器2を併せて「本件各噴霧乾燥器」という。）が前記要件ハ（以下「本件要件ハ」という。）に該当するか否かが問題となった。

エ 経済産業省（以下「経産省」という。）貿易経済協力局作成に係る「輸出貿易管理令の運用について」と題する通達（輸出注意事項62第11号・62貿局第322号、以下「本件通達」という。）の規定

本件通達は、輸出令等の運用の解釈を示しており、1-1「輸出の許可」(7)「輸出令別表第1の中欄に掲げる貨物に関する輸出の許可」

(イ)において、「輸出令別表第1の解釈は、次の表に掲げるところにより行う。」とした上で、同表中に「輸出令別表第1中解釈を要する語」⁴として「滅菌又は殺菌をすることができるもの」が挙げられ、

³ 輸出令1条1項、別表第1中欄及び同別表第1・3の2・(2)・5の2。なお、「噴霧乾燥器」を追加した輸出令は、平成25年10月15日施行。

⁴ 本件通達1-1(7)(イ)においては、同項の表中で用いられる「輸出令別表第1中解釈を要する語」中の「輸出令別表第1」について、本件省令を含むとされている。そのため、「輸出令別表第1中解釈を要する語」には、本件省令に規定されている解釈を要する語も含まれる。

その解釈については、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるものをいう。当該装置中の微生物の量を低減するための洗浄処理のみができるものは含まない。」としている（以下「本件通達解釈」という。）。

- (3) 本件の捜査において、警視庁公安部は、本件要件ハの「滅菌又は殺菌をすることができるもの」は、本件通達解釈のとおり、「物理的手法（例えば、蒸気の使用）あるいは化学物質の使用により当該装置から全ての生きている微生物を除去あるいは当該装置中の潜在的な微生物の伝染能力を破壊することができるもの」と解釈すべきであるとした上で、噴霧乾燥器については、付属の乾燥用ヒーターによる乾熱で内部を温め、結果として内部の何らかの細菌を死滅させることができればこれに該当すると解した。その上で、本件省令2条の2第1項2号に列挙されている細菌は全て病原性微生物であることから、乾熱によってこれらのうちのいずれか1種類でも死滅させることができれば、「内部の殺菌をすることができるもの」に該当するという解釈をしていた（以下、このような解釈を「本件要件ハ捜査機関解釈」という。）。

そして、警視庁公安部は、本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした上で、①乾熱で90度以上を2時間保てば大腸菌を死滅させることができるとの有識者による実験結果、②本件各噴霧乾燥器は付属のヒーターによって装置内部を110度以上に保つことができるとの温度測定実験結果⁵等から、本件各噴霧乾燥器は本件要件ハに該当すると結論付けた。

その上で、警視庁公安部は、第1事件及び第2事件につき、A氏、B氏及びC氏を逮捕し、X社と併せて東京地検に送致した。

東京地検においても、本件要件ハ捜査機関解釈を前提に、これらの各実験結果等から、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると考え、第1事件及び第2事件について勾留請求及び公訴提起をした。

- (4) しかし、本件の公判前整理手続において、弁護人側から、
- 本件各噴霧乾燥器を運転後、その内部に粉体が残留した状態で乾熱運転をした結果、乾燥室測定口の最高温度が34.8度又は38度であること
 - 本件各噴霧乾燥器において大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、その内部に残留する粉体から大腸菌生菌が得られること
- などの実験結果が記載された報告書が証拠請求された。これを受け、東

⁵ 実際の温度測定実験等は、本件各噴霧乾燥器の各同型器を用いて実施されたものであるが、以下、温度測定実験等に関する記載に当たっては、実験に用いた噴霧乾燥器について、単に「本件噴霧乾燥器1」、「本件噴霧乾燥器2」又は「本件各噴霧乾燥器」と記載することがある。

京地検において、補充捜査を行ったが、その結果を踏まえても、本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当することの立証が困難であるとの判断に至り、本件の公訴を取り消した。

(5) また、本件要件ハ捜査機関解釈の相当性について、本件判決は、

○ オーストラリア・グループ（以下「AG」という。）⁶において、軍事転用に利用される懸念のある貨物の輸出の規制として噴霧乾燥器を追加する旨合意されたこと（以下「AG合意」という。）を受けて、噴霧乾燥器が外為法の輸出規制の対象貨物に追加された

○ AG合意において規制対象となる噴霧乾燥器の要件に関し、AGのコントロールリストには、「滅菌」及び「殺菌」の具体的内容について、「このコントロールでは「滅菌」とは、物理的方法（例えば蒸気）又は化学物質の使用を通じて当該装置から全ての生きた微生物を除去することを意味し、「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味する。」と明記されていたところ、本件省令の規制対象となる要件（前記第2・1(2)ウ記載のイ、ロ、ハ）は、AG合意において規制対象となる噴霧乾燥器の要件と実質的に同一であり、本件要件ハについても、AG合意で定められた内容に従って解釈することが合理的である

○ そうすると、本件要件ハの「殺菌」とは、殺菌効果のある化学物質の使用を通じて当該装置中の潜在的な微生物の感染能力を破壊することを意味すると解するのが相当であり、空焚き等の物理的な方法により微生物の感染能力を破壊することは含まないと解するのが相当である

などとして、本件要件ハ捜査機関解釈を採用することは相当でないと判断した。

2 捜査経過の概要

(1) 第1事件の逮捕までの捜査状況

ア 平成30年8月、東京地検公安部P1検事は、警視庁公安部から、本件の概要、警視庁公安部における捜査状況等について説明を受けるとともに、本件に関する主な捜査資料の提供を受け、その頃、本件噴霧乾燥器1について、経産省が輸出規制貨物に「該当すると思われる」旨回答していることについても伝えられた。

その後も、P1検事は、複数回にわたり、本件について警視庁公安部と打合せを行った。その中で、P1検事は、警視庁公安部から、本件要件ハに関し、X社側が、「薬液による殺菌が可能な自動洗浄機能付きの機器のみが本件要件ハに該当し、乾熱殺菌（噴霧乾燥器付属の

⁶ 先進国を中心とした複数の国々は、各国が保有する高度な貨物や技術が、大量破壊兵器等の開発や製造等に関与している懸念国やテロリスト等の懸念組織に渡ることを未然に防ぐための枠組みとして、国際輸出管理レジームを組織しているところ、このうち生物化学兵器の拡散防止を目的とするのがAGである。

乾燥用ヒーターによる乾熱で殺菌すること）は本件要件ハの「殺菌」に含まれないものと考えていた」旨主張しているとの説明を受けていたことなどから、本件各輸出当時における本件要件ハに関するX社側の認識を明らかにするため、警視庁公安部に対し、同年10月3日に実施されたX社等に対する搜索差押えにより押収された証拠品の精査・分析等の捜査を行うよう指摘した。なお、P1検事及び東京地検公安部P2副部長は、X社等に対する搜索に着手する方針について、検事正まで報告した。

イ 平成31年1月、P1検事は、異動することとなり、後任のP2副部長に対し、警視庁公安部から受領していた本件に関する資料を引き継ぎ、本件の捜査状況として、本件要件ハに関するX社側の前記主張についても引き継いだ。

その後、P2副部長は、警視庁公安部から、本件の概要や捜査経過等について説明を受けた。

ウ 同年4月、東京地検公安部にP3検事が着任し、本件の担当となった。P3検事は、P2副部長から、本件に関する資料を引き継いだ。その際、P3検事は、P2副部長から、本件要件ハに関するX社側の前記主張について、その後の捜査により、本件省令改正に当たり、X社側が、自社製品が本件省令に該当することになるとの認識を持ち、経産省に対して意見を述べていたこと等の事実が判明し、X社の担当取締役等もそのことをおおむね認めるに至っている旨の説明を受けるとともに、必要に応じて経産省担当者等の取調べを実施することも含め、着手時期等について速やかに検討し、報告を行うよう指示を受けた。

なお、X社関係者の逮捕の方針については、遅くとも同月下旬頃までに、警視庁公安部からP3検事に示されていた。

P3検事は、同月下旬頃から、複数回にわたり、警視庁公安部と打合せを行い、本件の概要や捜査状況等について説明を受けた。P3検事は、それらの打合せの際、立件に向けて証拠上未だ不明確な点があるとの問題意識の下、警視庁公安部に対し、本件要件ハに関するX社側の主張を明確にすること、本件要件ハの解釈やそれに関するX社側の認識を裏付ける証拠を更に収集すること、経産省担当者の供述調書を作成し、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性に関する経産省の見解を証拠上明確にすることなどを指摘した。

エ 令和元年6月、P3検事は、異動することとなり、後任のP4検事に対し、本件に関する引継ぎを行った。

P4検事は、同月頃から、複数回にわたり、警視庁公安部と打合せを行い、本件の概要や捜査状況等について説明を受けるとともに、警視庁公安部が作成した資料（関係者の供述調書や捜査報告書等）についても随時提供を受けた。なお、その中で、P4検事は、警視庁公安

部から、噴霧乾燥器の輸出に当たって経産省に対して輸出許可を申請している会社が1社しかないことや、仮にX社が経産省に対して本件噴霧乾燥器1の輸出許可を申請していたとすれば許可されたと思われることなどを聞いた。P4検事は、仮にX社が輸出許可を申請していたとすれば許可をされたと思われるとの事情に関し、本件が申請を怠っただけの形式犯的事案であって悪質性の低い事案にとどまるのではないかとの疑問を持ち、P2副部長らとも協議を行ったが、本件は生物兵器製造等に転用されかねない機器の不正輸出事件とも評価し得るのではないかとの意見もあり、また、X社が本件省令の改正に当たって経産省に対して意見を述べていた事実からすれば、X社が改正経緯も認識した上で輸出許可の申請を行っていなかったのではないかなどとして悪質性も高いとの評価も可能であるなどと判断し、当初の方針で警視庁公安部との協議を継続することとした。

そして、P4検事は、警視庁公安部による説明内容や各資料の内容を検討し、本件噴霧乾燥器1の本件要件ハ該当性については、経産省から、平成30年8月10日付けで「照会における添付資料の内容を前提とすれば当該輸出時点においては」、本件省令2条の2第2項5号の2（規制対象となる仕様の噴霧乾燥器）に「該当すると思われる」との回答（以下「本件経産省回答」という。）がなされており、また、P3検事からの前記指摘に基づいて作成された経産省担当者の供述調書においても、資料に基づき本件経産省回答と同様の趣旨がより具体的に供述されていたことから、客観的な構成要件該当性の認定には問題がなく、今後の主な検討課題としては、共謀関係を含む主観面の説明と被疑者の特定であると考えた。この主な検討課題については、P4検事から副部長及び部長に報告されたが、方針に影響を与えるような指摘はなかった。

オ 第1事件逮捕に至るまでの間、警視庁公安部は、以下のような消極証拠となり得る捜査結果を把握していたが、検察官に対し、事件相談の際に少なくともメモや報告書等によってこれらの内容が明確に伝達されることはなかった。

① 他の噴霧乾燥器メーカー等からの聴取結果について

本件では、警視庁公安部は、遅くとも平成29年5月以降、日本における噴霧乾燥器メーカーや噴霧乾燥器のユーザーから、取り扱う製品に関する輸出規制貨物の該非判定の状況や噴霧乾燥器の内部の滅菌の方法等について聴取を行っており、その聴取の結果、一部のメーカーやユーザーから、

○ 輸出規制に該当する噴霧乾燥器とは、滅菌殺菌を可能にするために専用設計されたものをいうと考えられる

- GMP等の基準⁷を満たさない機種の場合、「殺菌」の可否は、C I P⁸機能の有無をうたっているか否かによるところが大きいのではないか
- X社製の機器の洗浄・殺菌は、機器を分解して、洗剤で洗浄後、機器を組み上げて内部を暖気で乾燥させる方法で行っている。機器を分解せずに内部を熱風で殺菌する方法は、現場における商業ベースではあり得ない作業工程ではないだろうか。その理由は、噴霧乾燥器で粉体を製造する際、自然に機器の内部に多量の粉体が付着するため、これを洗浄しないまま熱風を流すと、その燃えかすが機器にこびり付くからであるなどの見解が示されていた。
- ② 噴霧乾燥器内の低温度箇所等に関するX社関係者の供述について
X社の取締役は、平成30年12月中旬頃、任意聴取の際、警視庁公安部警察官に対し、「警視庁公安部の示唆した乾熱殺菌について、難しいのではないか。専用設計していなければ噴霧乾燥器の構造上、熱風を入れるくらいしか方法はないが、袋小路は温度が上がらないのではないか。具体的には、出口温度センサー、サイクロンの入口出口の圧力センサー、乾燥室内の内部圧力センサー、バグフィルタの差圧センサーの部分は構造上、袋小路になっている。熱風が通り抜けず滞留するため、排風口よりも温度は相当低くなるはずである。」旨供述していた。
また、X社エンジニアリング部に所属する従業員は、同月下旬頃、任意聴取の際、警視庁公安部警察官に対し、「X社製の噴霧乾燥器内部には、計測器を設置する測定口が存在し、測定口は袋小路になっているため、熱風が流れないなどの理由により温度が上がらないはずである。」旨供述していた。
さらに、C氏は、平成31年1月下旬頃、任意聴取の際、警視庁公安部警察官に対し、「噴霧乾燥器のマンホール、のぞき窓、温度計座、差圧計座及び導圧管等極端に温度の低い箇所があることから、完全な殺菌はできない。」旨供述していた。
- カ なお、警視庁公安部は、令和元年5月9日、本件噴霧乾燥器2の内部の温度を明らかにする目的で本件噴霧乾燥器2の同型器を使用した実験を行った際、①サイクロンの下部（サイクロンの中で回収容器との接合部分に近い箇所）、②排風機後のダクト内、③回収容器の底（サ

⁷ 聴取結果によれば、噴霧乾燥器の入口付近に設置したヘパフィルターから、粒子の出口付近に設置したヘパフィルターまでの間を140度に設定できることを要するとされ、X社を含む他の国内メーカーは、この基準を満たしていないはずであるとされている。

⁸ 「Cleaning in Place」（定置洗浄）の略であり、装置を分解せずに装置内部を洗浄剤等で自動洗浄を行うシステムのことをいう。本件各噴霧乾燥器にはC I P機能はない。

イクロンに接続された回収容器の底部)の3か所の温度を測定し、その結果、①及び②については110度以上を2時間以上継続した一方で、③についてはその水準に達しなかったところ、同月15日付けで警視庁公安部警察官が作成した本温度測定実験結果に関する捜査報告書においては、③を測定したこと及びその測定結果については記載されず、③の測定事実及びその結果は検察官には伝達されなかった⁹。

キ 警視庁公安部が示したX社関係者の逮捕の方針について、P3検事は、前記第2・2(1)ウ記載の問題意識に関する補充捜査事項の指摘に対する今後の回答を踏まえて判断する必要があるものの、これらの問題が解決されるのであれば、本件が共犯性のある生物兵器製造等に転用されかねない機器の不正輸出事案であると考えていたこともあり、故意や共謀等の点について、通謀等による罪証隠滅のおそれもあることなどを考慮すると、第一次捜査機関である警視庁公安部の方針にあえて反対するほどの事情は認められないと考え、警視庁公安部の方針について反対しなかった。

その後、P4検事は、P3検事からの引継ぎの際、P3検事が警視庁公安部の逮捕の方針を視野に入れていることを認識した。その上で、P4検事は、逮捕が必要か否かを検討し、本件事案の性質や想定される争点、証拠関係等を踏まえ、警視庁公安部の方針を了承した。P4検事からの報告を受けた東京地検公安部P7副部長及び同部P9公安部長は、この逮捕の方針について了承した。この逮捕の方針については、P7副部長らから、東京地検P10次席検事及びP11検事正、東京高等検察庁(以下「東京高検」という。)並びに最高検にも報告されたが、方針に影響を与えるような指摘はなかった。

(2) 第1事件の逮捕から勾留請求までの捜査状況

ア 第1事件の逮捕

警視庁公安部は、P4検事に相談の上、令和2年3月11日、第1事件について、A氏、B氏及びC氏を通常逮捕(以下「第1事件逮捕」という。)した上で、X社と併せて同月12日に東京地検に送致した。

送致に当たっては、前記第2・2(1)オ記載の消極証拠となり得る捜査結果を示す証拠は送致されなかった一方で、①本件通達の内容等を記載した捜査報告書、②本件噴霧乾燥器1に係る本件省令の要件該当性に関する経産省に対する捜査関係事項照会書及び本件経産省回答並びに経産省担当者の供述調書、③噴霧乾燥器の最低温箇所に関する捜査報告書及び本件噴霧乾燥器1の温度測定結果の捜査報告書、④噴霧乾燥器のユーザー及びメーカー並びに大学教授ら有識者の聴取結果を

⁹ もっとも、本検証報告書公表時点において、経産省のホームページに掲載されているQ&A(令和4年に掲載されたもの)には、「製品回収容器は「内部」に含まれません。」と記載されている。

記載した捜査報告書や供述調書、⑤乾熱滅菌器を用いて細菌の乾熱殺菌実験を実施した結果に関する大学教授らからの聴取結果報告書や供述調書、⑥X社の従業員の供述調書等の本件を有罪と認定する上での積極証拠が送致され、これに加えてA氏、B氏及びC氏の供述調書及び弁解録取書も送致された¹⁰。

イ 第1事件の勾留請求

同日、東京地検において、A氏、B氏及びC氏の弁解録取手続が行われた。

応援検察官であったP5検事は、弁解録取において、A氏が、「AG合意の内容を踏まえれば、本件省令の文言が何であるかを問わず、X社の噴霧乾燥器は規制対象外である旨判断しており、本件噴霧乾燥器1についても、本件要件ハを満たさないものと考えていた」旨供述したことから、同供述内容を録取した。

また、P5検事は、弁解録取において、B氏が、「本件噴霧乾燥器1は本件要件ハを満たさないものと判断していた」旨供述したことから、同供述内容を録取しようとしたが、B氏は弁解録取書への署名、指印を拒否した。

さらに、応援検察官であったP6検事は、弁解録取手続において、C氏が、「噴霧乾燥器の輸出規制の内容は知っていたが、本件噴霧乾燥器1の輸出について、自身は関与していない」旨供述したことから、同供述内容を録取しようとしたが、C氏は弁解録取書への署名、指印を拒否した。

P4検事は、第1事件送致時の証拠を踏まえ、本件噴霧乾燥器1が外為法上の規制対象貨物に該当すると判断した上で、A氏、B氏及びC氏について、弁解録取手続における供述状況等¹¹に照らせば、故意や共謀の事実について、罪証隠滅のおそれがあり、また、逃亡のおそれもあると考え、勾留請求する必要があると判断し、P7副部長の決裁

¹⁰ なお、警察官によるB氏の弁解録取手続について、本件判決は、B氏及び複数の警察官の証人尋問の結果を踏まえた上で、B氏の自由な意思決定を阻害することが明らかな態様によるものであったといわざるを得ないとして、国賠法上違法と判断した。この点、警察官作成の令和2年3月25日付け「被疑者弁解録取状況報告書」には、B氏が弁解録取書に署名指印した後、「内容が違います。」などと申し立てたことから、再度、弁解を聴取し、新たに弁解録取書を作成した経緯等が記載されており、P4検事においても、捜査段階で、同内容を確認していたが、そうした警察からの報告内容は警察官によるB氏の弁解録取手続の適法性等について特段疑問等を生じさせるものではなかった。

¹¹ なお、本件国賠訴訟第一審において、P4検事は、第1事件の弁解録取手続におけるA氏、B氏及びC氏の供述状況について、いずれも黙秘した旨証言しているところ、同訴訟においては、A氏の弁解録取書が証拠として提出されていること、P4検事の陳述書においても、A氏、B氏及びC氏の供述状況について、「否認するなどして従前の警察官に対する供述を後退させ」と記載されていることを踏まえると、P4検事は、「否認」とすべきところを、誤って「黙秘」と証言したものと認められる。

を受けた上で、同日、東京地裁に勾留請求した。

東京地裁裁判官は、同月13日、A氏、B氏及びC氏の勾留状を発付した。

(3) 第1事件の勾留期間中の捜査状況

ア X社関係者に対する取調べ（X社の噴霧乾燥器内に温度が上がりにくい部分がある旨の供述）

検察官によるX社の従業員に対する取調べの多くは、勾留期間延長後に行われた。X社の従業員の中には、検察官による取調べにおいて、以下のとおり、X社の噴霧乾燥器内に温度の上がりにくい部分があり、滅菌も殺菌もできないと思う旨供述する者がいた。

ア) 応援検察官であったP8検事は、同月26日、X社の開発部責任者であるX1氏の取調べを実施した。X1氏は、取調べにおいて、「温度が上がりにくい箇所として、ダクトや回収容器が考えられる。噴霧乾燥器内には、空気がよどんでおり、風が流れない箇所があることから、熱風が行き渡らない可能性があり、乾熱滅菌や殺菌はできず、X社の噴霧乾燥器は本件要件ハに該当しないと考えている」旨供述した。なお、X1氏は、平成30年12月11日、警視庁公安部警察官による取調べを受けており、同日に作成された供述調書には、「スプレードライヤ¹²の入口温度を150度以上に設定し、風量を最大にして熱風を機械内に送り込めば、機械の最終出口付近においても100度以上にはなりますので、数時間乾熱運転を行えば、装置内は定置した状態で殺菌することができます」などと記載されていた。そのため、P8検事は、この点を確認したところ、X1氏は、「警視庁公安部警察官による取調べのときは、殺菌について菌数をちょっとでも殺すという意味でとらえていた」旨述べた。

また、P8検事は、令和2年3月27日に、X社の従業員であるX2氏の取調べを実施した。X2氏は、P8検事から、噴霧乾燥器内では熱に弱い菌は死んでしまうのではないかなどと問われたのに対し、「装置全体で考えるとX社の噴霧乾燥器には温度が上がらない場所もあるため、全ての菌を死滅させることはできない。噴霧乾燥器にはダクトや乾燥室の測定口など熱風が通らない箇所があり、そこには風が通らないため、温度が上がらず、熱風を当て続けても菌が死ぬことはない。実際に計測したことはないものの、噴霧乾燥器の中で最低温箇所は50度ないし60度になるのではないかと考えている。」旨供述した。なお、X2氏は、平成30年12月11日及び同月20日、警視庁公安部警察官による取調べを受けており、その際作成された供述調書には、「X社の噴霧乾燥器は機種を問わず、装置内部に高温が行き渡る構造になっているため、殺菌は可能

¹² 噴霧乾燥器を指す。

である」、「噴霧乾燥器の構造上、装置内部に高温が行き渡ることから、当該温度に耐えられない生菌は死滅することになる」などと記載されていた。そのため、P 8 検事はこの点を確認したところ、X 2 氏は、「それは乾燥室の中についての説明だったと思う。警察では測定口の話はしていないが、乾燥室の話をしていると思って説明しただけであり、測定口については、検事から、温度が上がらない箇所を問われたので測定口の話をしただけである」旨述べた。

P 8 検事は、前記のX 1 氏及びX 2 氏の供述内容について、供述調書は作成しなかったが、P 4 検事に随時報告しており、X 2 氏等が、取調べにおいて、X 社の噴霧乾燥器に温度が上がらない箇所がある旨供述していることについても報告した。

なお、前記のP 8 検事によるX 1 氏及びX 2 氏の取調べは、録音・録画下で実施された。

- (イ) P 5 検事は、令和2年3月27日、X 社の従業員であるX 3 氏の取調べを実施した。X 3 氏は、取調べにおいて、「警視庁公安部から取調べを受けた際には、X 社の噴霧乾燥器全体が同じ温度になると思っていたが、実際には、噴霧乾燥器の運転中に手で触ったり、おでこを付けたりすることができるマンホールや点検口といった箇所があるので、そういう場所は温度が上がっておらず、滅菌や殺菌ができる装置ではない」旨供述した。なお、X 3 氏は、平成31年1月8日、令和元年12月3日及び同月23日に警視庁公安部警察官による取調べを受けており、供述調書が作成されているが、それらの供述調書には、「噴霧乾燥器は、熱風が器内に行き渡る構造になっていることから、この熱風により乾燥運転で殺菌はできると思う」、「定型機の場合、250度まで耐えられるという保証になっているので、仮に入口温度を250度にして1時間くらい空焚きをした場合、排風口は100度を超えるので、大腸菌等であれば殺菌できると思う」などと記載されていた。そのため、P 5 検事はこの点を確認したところ、X 3 氏は、「警察官に対し、本件要件ハに当たっているような記載は変えてくださいと言ったが、1個でも殺菌できれば殺菌と言われたら、そうかもしれないと思って署名をした。しかし、色々調べて考えてみると、やはりおかしい、違うと思うに至った」旨述べた。

P 5 検事も、前記のX 3 氏の供述内容について、供述調書は作成しなかったが、P 4 検事に随時報告しており、X 3 氏が、取調べにおいて、X 社の噴霧乾燥器の運転中におでこを付けることができる程度にしか温度が上がらない箇所がある旨供述していることについても報告した。

なお、前記のP 5 検事によるX 3 氏の取調べも、録音・録画下で実施された。

(ウ) P 4 検事は、P 8 検事及び P 5 検事から関係者の供述状況について報告を受け、X 1 氏、X 2 氏及び X 3 氏が、X 社の噴霧乾燥器に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることを把握するに至ったが、X 社の他の関係者の中には、警視庁公安部による任意捜査の段階と同様に、X 社の噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性について認めている者がいたことに加え、警視庁公安部は温度測定実験を行っていたのに対し、X 2 氏等の供述については、実験結果等の客観的根拠が示されたものではなかったこと、任意捜査の段階における警視庁公安部による取調べで作成された供述調書の内容から変遷がみられたことなどの事情から、X 2 氏等の供述の信用性は乏しいと考え、X 2 氏等の供述に基づく温度測定実験等の補充捜査を実施する必要はないものと判断した。

(エ) P 4 検事は、P 7 副部長に対し、本件の捜査状況について随時報告していたところ、遅くとも第 1 事件の公訴提起前までには、X 2 氏等の供述状況についても報告を行った。P 7 副部長は、P 4 検事からの説明を受け、X 2 氏等の供述を認識したが、警視庁公安部が温度測定実験を行った上で、その結果に基づき、複数の専門家から一定の菌を死滅させることができる旨の回答を得ていたこと、P 4 検事からの報告によれば、X 2 氏等の供述は客観的根拠が示されたものではなく、変遷もあり、信用性が乏しいと考えたこと等の事情から、X 2 氏等の供述に基づく温度測定実験等の補充捜査は不要と判断し、P 4 検事に対し、補充捜査を指示することはしなかった。なお、当時、P 7 副部長は、本件の捜査状況について P 4 検事から報告を受けていたものの、応援に入っていた P 8 検事や P 5 検事らから、X 2 氏等の取調べ状況等について直接確認することはなかった。また、P 4 検事及び P 7 副部長が、X 2 氏等の取調べの録音・録画の内容を確認することもなかった。

イ 経産省担当者に対する取調べ

(ア) P 4 検事は、A 氏、B 氏及び C 氏の故意に関わる証拠を収集するため、本件省令改正当時、X 社関係者とやり取りをした経産省担当者の取調べを実施することとして、応援検察官であった P 6 検事に取調べの実施を指示した。

(イ) P 6 検事は、令和 2 年 3 月 24 日、経産省製造産業局の H 1 課長補佐の取調べを実施した。

H 1 課長補佐は、平成 22 年から平成 25 年にかけて、A G の担当をしており、本件省令の改正にも携わった。P 6 検事は、取調べにおいて、H 1 課長補佐から、A G における噴霧乾燥器規制への対応のための、あるいは本件省令改正に当たっての、X 社からのヒアリングの状況について聴取した上で、供述調書を作成した。

(ウ) また、P 6 検事は、同月 25 日、経産省貿易経済協力局の H 2 課

長補佐の取調べを実施した。

H 2 課長補佐は、平成 2 5 年から平成 2 9 年にかけて、本件省令の改正に携わった。P 6 検事は、取調べにおいて、H 2 課長補佐から、本件省令の改正に当たり、X 社と面談し、意見聴取した際の状況等について聴取した上で、供述調書を作成した。

(エ) なお、本件において、本件要件ハの解釈が本件要件ハ捜査機関解釈のとおりであるかについて経産省職員の供述を録取した検察官面前調書は、前記第 2 ・ 2 (3)イ(イ)及びウ記載の各供述調書を含め見当たらない。

(4) 第 1 事件の公訴提起

ア P 4 検事は、捜査結果等を踏まえ、本件噴霧乾燥器 1 の最低温箇所は「バグフィルタ」下部であると判断した上で、当該箇所の温度が本件省令に挙げられている大腸菌、ウェルシュ菌等を死滅させる温度以上となることから、本件噴霧乾燥器 1 は、本件要件ハに該当するものと判断した。なお、最低温箇所の特定は、警視庁公安部が噴霧乾燥器のシステム設計等を行っている D 社からの聴取内容を基に実施した温度測定実験が根拠となっていたところ、P 4 検事は、D 社が噴霧乾燥器のシステム設計等を行っている業者であり専門的知見を有すること、中立的な第三者の意見であったこと、その説明内容自体が十分な合理性を有するものと考えられたことなどから、警視庁公安部が実施した温度測定実験及び当該実験結果を前提とした最低温箇所の特定についても信用できるものと判断していた。

また、P 4 検事は、故意、共謀についても、各捜査結果等を踏まえると、立証可能であり、X 社並びに A 氏、B 氏及び C 氏について、外為法違反により公訴提起するとの判断に至った¹³。

イ P 4 検事は、P 7 副部長に対し、第 1 事件の捜査状況等を説明した上で、X 社並びに A 氏、B 氏及び C 氏について公訴提起する方針につき決裁を仰いだ。P 7 副部長は、前記のとおり、P 4 検事の説明を聞き、X 2 氏等が本件噴霧乾燥器 1 の内部に温度が上がらない箇所がある旨供述していることなどを認識していたが、P 4 検事と同様に考え、

¹³ なお、本件判決の認定によれば、令和 2 年 3 月 2 4 日の検事相談に際して、P 4 検事は、本件省令による規制内容と A G 原文とが異なる旨の弁護人の主張に関し、そのような考え方が業界においてどれだけ受け入れられているかが重要であるなどの指摘をしたとされている。また、同検事相談について警視庁公安部警察官が作成したメモには、P 4 検事の発言として、「経産省が解釈を出すのが遅すぎて犯行当時、判断基準がなかったというのが通るのであれば起訴できない。」などと記載されている。その際の P 4 検事と警視庁公安部警察官とのやり取りの詳細は必ずしも明らかではないが、当該検事相談後の捜査状況等を踏まえれば、P 4 検事は、捜査の進捗を踏まえても主観面の立証にはなお課題があり、この点につき十分な捜査を進める必要がある旨を警視庁公安部に伝えることを考えていたものであり、およそ起訴できない証拠関係であると認識していたものではないと考えられる。

第1事件について公訴提起する方針を了承した。

ウ P7副部長及びP4検事は、P9公安部長に対し、第1事件について、事案の概要や証拠関係等を説明した上、X社並びにA氏、B氏及びC氏について公訴提起する方針につき決裁を仰いだ。なお、この決裁の際にも、また、その後においても、X2氏等が本件噴霧乾燥器1の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについては、P9公安部長に報告されなかった。また、本件省令の解釈が決裁の中で問題とされることはなかった。

P9部長は、P7副部長及びP4検事の説明を踏まえ、第1事件について公訴提起する方針を了承した。

エ 第1事件についてX社並びにA氏、B氏及びC氏を公訴提起するとの方針については、P7副部長らから、P10次席検事及びP11検事正、東京高検並びに最高検にも報告されたが、方針に影響を与えるような指摘はなかった。なお、これらの報告の際や、その後においても、X2氏等のX社の関係者の一部が、噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについては説明がされず、問題点として明示されないままであった。

オ P4検事は、令和2年3月31日、第1事件について、X社並びにA氏、B氏及びC氏を外為法違反により公訴提起した。なお、P4検事から公判部に対する引継ぎに当たっては、X2氏等のX社の関係者の一部が、噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについて、問題点として明示されることはなかった。

(5) 第1事件の公訴提起後から第2事件の逮捕までの捜査状況

ア P4検事は、A氏、B氏及びC氏が客観的構成要件該当性に関する認識を有していたことを基礎付ける証拠を更に収集するため、X社製の噴霧乾燥器のユーザーの取調べを実施することとして、P8検事に取調べの実施を指示した。

イ P8検事は、令和2年4月3日、X社製の噴霧乾燥器を使用し、乳酸菌等を粉体化して整腸剤を製造する会社の従業員2名の取調べを実施した。

P8検事は、当該従業員から、X社に対し、噴霧乾燥器の仕様として、機械内部の殺菌のために高温の空気を送り込み、機械内を殺菌することができるものとするを要求したことや、納入された噴霧乾燥器の機能として200度の熱風による乾熱滅菌を行うことが保証されていたこと、実際に内部の滅菌を行うために、噴霧乾燥器の入口温度を240度に設定し、約1時間にわたり、噴霧乾燥器内に熱風を送り込むことによって乾熱滅菌を行っていたことなどを聴取し、それぞれ供述調書を作成した。

(6) 第2事件の逮捕から勾留請求までの捜査状況

ア 第2事件の逮捕

警視庁公安部は、P 4 検事に相談の上、同年 5 月 26 日、第 2 事件について、A 氏、B 氏及び C 氏を通常逮捕（以下「第 2 事件逮捕」という。）した上、X 社と併せて同月 27 日に東京地検に送致した。

事件送致に当たっては、第 1 事件の際に送致された証拠が含まれていたほか、①本件噴霧乾燥器 2 に係る本件省令の要件該当性に関する経産省に対する捜査関係事項照会書及び同回答書並びに経産省担当者の供述調書、②本件噴霧乾燥器 2 の温度測定結果の捜査報告書、③有識者らによる殺菌実験等に関する報告書等の本件を有罪と認定する上での積極証拠が送致され、これに加えて A 氏、B 氏及び C 氏の供述調書及び弁解録取書も送致されたが、前記第 2・2(1)才記載の消極証拠となり得る捜査結果を示す証拠は送致されなかった。

イ 第 2 事件の勾留請求

同月 27 日、東京地検において、A 氏、B 氏及び C 氏の弁解録取手続が行われた。

P 4 検事は、第 2 事件送致時の証拠を踏まえ、本件噴霧乾燥器 2 が外為法上の規制対象貨物に該当すると判断した上で、A 氏、B 氏及び C 氏について、弁解録取において黙秘しているなどの状況等に照らせば、故意や共謀の事実に関し、罪証隠滅のおそれがあり、また、逃亡のおそれもあると考え、勾留請求する必要があると判断し、P 7 副部長の決裁を受けた上で、同日、東京地裁に勾留請求した。

東京地裁裁判官は、同月 28 日、A 氏、B 氏及び C 氏の勾留状を発付した。

(7) 第 2 事件の勾留期間中の捜査状況

ア P 8 検事は、同年 6 月 2 日、X 社の安全保障貿易輸出管理最高責任者であった X 4 氏の取調べを実施した。

X 4 氏は、取調べにおいて、X 社の噴霧乾燥器を外為法上の規制対象貨物に該当しないものとして輸出を行っていた経緯について、「噴霧乾燥器内部には熱風が行き渡らず温度が上がりきらない部分があると考えており、その部分については菌を殺すほど温度が上がらないと認識していた。そのことについて平成 25 年か平成 26 年頃に C 氏と話をしたことがある。」旨供述したことから、P 8 検事は、その内容を録取した供述調書を作成した。なお、P 8 検事は、令和 2 年 3 月 25 日にも X 4 氏の取調べを実施していたが、その際、X 4 氏は、「自分自身では、X 社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当するか否か分からなかったが、C 氏から、X 社の噴霧乾燥器は全て本件要件ハに該当しないと説明を受けていた。なぜ本件要件ハに該当しないのかという理由については、詳細な説明を受けたことがないので分からない」旨述べ、P 8 検事はその内容を録取した供述調書を作成していたところ、同日の取調べ時には、X 4 氏は、噴霧乾燥器内部には温度が上がりきらない部分があるとの自身の考えについて、C 氏に説明し、確認した

という話をしていなかった。そのため、P 8 検事は、同年6月2日の取調べにおいて、その点を確認したところ、X 4 氏は、「絶対にC氏に確認した。精神的に落ち着いてきたので、このようなこともあったと思い出した」旨述べたため、同日付けの供述調書にはその旨も録取した。

なお、前記のP 8 検事によるX 4 氏の取調べは、いずれも録音・録画下で実施された。

イ また、応援検察官であったP 1 2 検事は、同月3日、X社エンジニアリング部の責任者代理であったX 5 氏の取調べを実施した。

X 5 氏は、取調べにおいて、「噴霧乾燥器内部にはシリコン素材のため熱伝導が悪く、温度が上がりきらない箇所がある」旨供述したが、他方で、それが実験に基づく供述ではないことや、検察庁での取調べ前にX 2 氏と話をしたことについても供述し、P 1 2 検事は、それらの内容を録取した供述調書を作成した。

なお、前記のP 1 2 検事によるX 5 氏の取調べも、録音・録画下で実施された。

ウ P 4 検事は、P 8 検事やP 1 2 検事から関係者の供述状況について随時報告を受けており、また、作成された供述調書を確認することにより、X 4 氏等が、X社の噴霧乾燥器の内部に温度が上がりきらない箇所がある旨指摘していることについても把握することができたが、X 2 氏等の供述と同様にその供述の信用性は乏しいと考え、第1事件の際と同様に、改めて温度測定実験等の補充捜査を実施する必要はないものと判断した。

(8) 第2事件の公訴提起

ア P 4 検事は、捜査結果等を踏まえ、本件噴霧乾燥器2の最低温箇所は「ダクト内」とであると判断した上で、当該箇所の温度が本件省令に挙げられている大腸菌、ウェルシュ菌等を死滅させる温度以上となることから、本件噴霧乾燥器2は、本件要件ハに該当するものと判断した。なお、最低温箇所の特定は、D社からの聴取内容を基に実施した温度測定実験が根拠となっていたところ、P 4 検事は、第1事件の公訴提起の際と同様に、警視庁公安部が実施した温度測定実験及び当該実験結果を前提とした最低温箇所の特定についても信用できるものと判断していた。

また、P 4 検事は、故意、共謀についても、各捜査結果等を踏まえると、立証可能であり、X社並びにA氏、B氏及びC氏について、外為法違反及び関税法違反により公訴提起するとの判断に至った。

イ P 4 検事は、P 7 副部長に対し、第2事件の捜査状況等を説明した上で、X社並びにA氏、B氏及びC氏について公訴提起する方針につき決裁を仰いだ。P 7 副部長は、P 4 検事の説明を踏まえ、第2事件について公訴提起する方針を了承した。

ウ P 7 副部長及びP 4 検事は、東京地検のP 1 3 公安部長に対し、第2 事件について、事案の概要や証拠関係等を説明した上、X 社並びにA 氏、B 氏及びC 氏について公訴提起する方針につき決裁を仰いだ。なお、この決裁の際にも、また、その後においても、X 社の関係者の一部が、噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについては、P 1 3 公安部長に報告されなかった。また、本件省令の解釈が決裁の中で問題とされることはなかった。

P 1 3 公安部長は、P 7 副部長及びP 4 検事の説明を踏まえ、第2 事件について公訴提起する方針を了承した。

エ 第2 事件についてX 社並びにA 氏、B 氏及びC 氏を公訴提起するとの方針については、P 7 副部長らから、P 1 0 次席検事及びP 1 1 検事正、東京高検並びに最高検にも報告されたが、方針に影響を与えるような指摘はなかった。なお、これらの報告の際や、その後においても、X 社の関係者の一部が、X 社の噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについては、説明がされず、問題点として明示されないままであった。

オ P 4 検事は、令和2 年6 月1 5 日、第2 事件について、X 社並びにA 氏、B 氏及びC 氏を外為法違反及び関税法違反により公訴提起した。なお、P 4 検事から公判部に対する引継ぎに当たっては、X 社の関係者の一部が、X 社の噴霧乾燥器の内部に温度が上がりにくい箇所がある旨供述していることについて、問題点として明示されることはなかった。

3 公判経過の概要

(1) 公判前整理手続の経過

ア 第1 事件公訴提起後の同年4 月6 日から同月2 0 日までの間に、弁護人は、東京地裁刑事第1 3 部に対し、第1 事件に係る公判前整理手続請求書や同請求に関する意見書を提出した。これらの書面において、弁護人は、X 社並びにA 氏、B 氏及びC 氏が、いずれも①本件要件ハの解釈、②本件噴霧乾燥器1 が本件要件ハに該当する客観的性能を有しているか否か、③公訴事実記載の輸出行為当時、A 氏、B 氏及びC 氏に、本件噴霧乾燥器1 が本件要件ハに該当する客観的性能を有しているとの認識があったか否かについて争うことを前提に、争点整理及び証拠整理の必要性がある旨主張した。

第1 事件の公判担当検察官となった東京地検公判部のP 1 4 検事は、同部のP 1 5 副部長の決裁を経た上で、同月2 3 日、意見書を提出し、第1 事件について公判前整理手続に付す必要はない旨意見を述べた。

同月2 7 日、東京地裁刑事第1 3 部J 1 裁判官は、第1 事件について公判前整理手続に付する旨の決定をし、同年6 月1 6 日には第1 事件及び第2 事件について弁論併合決定をした上、同月2 3 日、第2 事

件についても公判前整理手続に付する旨決定した。

イ P 1 4 検事は、東京地裁刑事第 1 3 部に対し、同年 5 月 1 8 日付け証明予定事実記載書及び同日付け証拠調べ請求書を提出した。同請求証拠の中には、本件噴霧乾燥器 1 内部の温度測定実験の結果、最低温箇所はバグフィルタ下部であり、同箇所は 9 0 度以上を約 6 時間 3 0 分の間維持することができること等が記載された温度測定結果報告書が含まれていた。

また、P 1 4 検事は、東京地裁刑事第 1 3 部に対し、同年 6 月 3 0 日付け証明予定事実記載書 2 及び同日付け証拠調べ請求書を提出した。同請求証拠の中には、本件噴霧乾燥器 2 内部の温度測定実験を行った結果、最低温箇所は排風機後ろのダクト内であり、同箇所は 1 1 0 度以上を約 3 時間 3 0 分の間維持できること等が記載された温度測定結果報告書が含まれていた（以下、検察官が証拠調べ請求した本件噴霧乾燥器 1 及び本件噴霧乾燥器 2 の温度測定結果報告書を「検察官温度測定結果報告書」という。）。

これに対し、弁護人は、同年 8 月 1 4 日付け予定主張記載書面(1)を提出し、

- C 氏は、噴霧乾燥という技術の原理上、通常は乾燥室の温度だけ上がればよいことから、X 社の定型機は、その内部全体が均一に高温となるようには作られておらず、温度がほとんど上がらない部分があるため、この点からも乾熱による滅菌は不可能であると認識していた
 - 本件要件ハにおける「内部」とは、噴霧乾燥器の運転後、製造された粉体が残留し得る箇所をいうものと解されるが、本件各噴霧乾燥器には、運転後に粉体が付着するものの、熱風が当たらないため滅菌又は殺菌をすることが不可能な箇所が複数箇所存在する
 - 本件各噴霧乾燥器は、いずれも、温度を上げて最高温度が摂氏 9 0 度にも達さない箇所が存在する
- などと主張した。

ウ P 1 4 検事の異動により後任となった P 1 6 検事は、同年 1 0 月 5 日の第 1 回打合せ期日において、立証の見通しについて、

- 現在請求している証拠を全て取り調べてもらえば十分立証できると考えている
- などと述べた。

また、弁護人は、予定主張記載書面(1)に記載した内容について

- 弁護人らが独自に実施した実験結果等に基づくものであり、1 0 月 1 9 日頃までに、予定主張記載書面(1)に記載した事実を証明するための証拠として請求する

などと述べた。

エ 同月 1 9 日、弁護人は、東京地裁刑事第 1 3 部に対し、X 2 氏作成

に係る同日付けの本件各噴霧乾燥器の温度測定結果報告書を証拠調べ請求した（以下、同報告書を「弁護人温度測定結果報告書１」という。）。

弁護人温度測定結果報告書１は、X社において、弁護人の立会いの下、本件各噴霧乾燥器の同型器を使用し、検察官温度測定結果報告書に係る実験と同様の条件で、同実験では測定されていなかった箇所の温度を測定した結果をまとめたものであり、具体的には、

- 本件噴霧乾燥器１の最低温箇所は乾燥室測定口であり、その最高温度は５３度であること
- 本件噴霧乾燥器２の最低温箇所は乾燥室測定口であり、その最高温度は５９．２度であること

などが記載されていた。

オ P１６検事は、弁護人の主張内容を踏まえ、同月２６日、警視庁公安部と打合せを行い、弁護人温度測定結果報告書１について、同報告書が指摘する乾燥室測定口が本件各噴霧乾燥器の「内部」といえるかをまず確認し、「内部」に当たる場合には、再度の温度測定実験を実施するよう指示した。

その後、P１６検事は、同年１１月４日にも警視庁公安部との打合せを行い、その際、警視庁公安部から、前記乾燥室測定口が本件各噴霧乾燥器の「内部」であることが判明した旨の報告を受け、再度の温度測定実験を実施するよう指示した。

カ 同月９日の第２回打合せ期日において、P１６検事は、今後の立証方針について、

- 弁護人の主張に対する反証の要否を検討するため、検察官においても、本件各噴霧乾燥器の同型器を取り寄せ、専門家の助言に基づき、同月末頃に実験を行う予定としており、同年１２月上旬頃に反証の要否を回答する

などと述べた。

キ 警視庁公安部は、P１６検事の指示を受け、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の温度測定実験を行うとともに、大腸菌が５０度の熱処理によって完全に死滅するか否かなどを確認するための実験等を実施した。その結果、

- 大腸菌は、５０度の熱処理でも９時間の時間をかければ完全に殺菌することが可能である
- 本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口に、外部から、市販のコードヒーターを巻き付け、放熱防止のため、同ヒーターの上にシリコンスポンジを巻き、更に全体をアルミホイルで覆い加熱すれば、いずれも１１０度以上になる

ことが判明した。

ク P１６検事は、同月１７日、前記第２・３(１)キ記載の補充捜査結果に関する捜査報告書、捜査関係事項照会書及び同回答書を証拠調べ請

求した。

また、P 1 6 検事は、令和 3 年 2 月 2 5 日、同補充捜査結果等を記載した証明予定事実記載書 4 を提出した。なお、コードヒーター等を用いた前記加熱実験結果については、証明予定事実記載書 4 に「なお書き」で記載するにとどめることとした。

ケ 弁護人は、同年 3 月 3 0 日、東京地裁刑事第 1 3 部に対し、X 2 氏作成に係る同月 2 7 日付けの本件各噴霧乾燥器の温度測定結果報告書を証拠調べ請求した（以下、同報告書を「弁護人温度測定結果報告書 2」という。）。

弁護人温度測定結果報告書 2 には、噴霧乾燥運転後、その内部に粉体が残留した状態で乾熱運転をした結果、

- 本件噴霧乾燥器 1 の乾燥室測定口の最高温度が 3 4. 8 度であること

- 本件噴霧乾燥器 2 の乾燥室測定口の最高温度が 3 8 度であること等が判明したことが記載されていた。

コ 弁護人は、同月 3 0 日の第 6 回打合せ期日において、「検察官の証明予定事実記載書 4 に対する反論を提出する予定であり、それに関する新たな実験を行っている。全て終了するのは同年 5 月初旬頃になる見込みである」旨述べた。

サ 同年 4 月 1 日、P 1 6 検事の異動により後任となった P 1 7 検事は、本件について、P 1 6 検事から、

- 本件各噴霧乾燥器について、弁護人側が実施した温度測定実験の結果によれば、乾燥室測定口の温度が十分に上がらないとのことなので、検討が必要である

旨の引継ぎを受けた。

P 1 7 検事は、弁護人温度測定結果報告書 2 に関し、本件要件ハを充足するためには、噴霧乾燥器内に粉体が堆積した状態で殺菌される必要があるのかということについて、経産省とも協議しながら検討を行ったところ、そもそも規制対象となるのは、繰り返し細菌兵器を製造できる性能のものであるという考え方からすれば、通常の噴霧乾燥運転後に殺菌できる必要があり、噴霧乾燥運転後は多少なりとも機械内に粉体が付着すると思われることからすると、堆積の程度はともかくとして、粉体が堆積した状態で殺菌できることを要するという弁護人側の主張は必ずしも否定できないものと考えた。

この点については、公訴提起前から、警視庁公安部の捜査によって、粉体状態となった菌が堆積した状態であっても殺菌ができる旨の専門家の供述が得られていたものの、P 1 7 検事は、弁護人から具体的な実験結果が示されたことを踏まえ、捜査機関としても、粉体が堆積した状態で実験を行う必要があると判断し、警視庁公安部に対し、粉体が堆積した状態で実験を行うよう指示した。

警視庁公安部は、同年6月15日、同型器が手配できた本件噴霧乾燥器2について同実験を行い、その結果、本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口の温度が57.9度となることが判明した。

シ 同月21日、弁護人は、東京地裁刑事第13部に対し、X2氏外1名作成に係る同日付けの実験結果報告書を証拠調べ請求した。

同報告書には、

- 粉体の状態の大腸菌を、50度、9時間の条件で乾熱処理しても、同粉体中から大腸菌生菌が得られること
- 本件各噴霧乾燥器において大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体から大腸菌生菌が得られること

などが記載されていた（以下、同報告書を「弁護人温度測定結果報告書3」という。）。

ス 同月23日の第1回公判前整理手続期日において、P17検事は、

- 起訴の時点で認識していたものとは異なる問題点が浮上している。本件要件ハの解釈に関連して、噴霧乾燥器がどのような状態にあるときに滅菌又は殺菌できることを要するのかについて、噴霧乾燥器の内部に物がない状態を想定していたが、弁護側の証拠を踏まえ、粉体が製造された後の状態を前提として再検討している

などと述べた。

セ P17検事は、警視庁公安部に指示して弁護人温度測定結果報告書3と同様の実験を実施した。その結果、50度、96時間の乾熱実験によっても、大腸菌と同程度の熱耐性を有する乳酸菌が死滅しないことが判明し、本件要件ハに該当することの立証が困難であることが浮き彫りになった（なお、同実験で乳酸菌を使用した理由は、大腸菌粉体の入手が困難であったことによる。）。

(2) 公訴取消しに至る状況

ア P17検事は、本件の立証上の問題点や公判経過等について、東京地検公判部P18副部長に報告し、同年7月以降はP18副部長の後任である同部P19副部長に報告して、必要に応じ、東京地検P21公判部長にも報告していた。

イ P17検事は、P19副部長らとも協議し、本件各噴霧乾燥器について、本件要件ハに該当することの立証が困難であると判断したことなどから、P21公判部長、次席検事及び検事正の決裁を経て、東京高検及び最高検の了承を得た上で、東京高検検事長の指揮を受け、同月30日、公訴を取り消した。

同年8月2日、東京地裁刑事第13部は、本件について公訴棄却決定をした。

(3) 本件要件ハの解釈に関する当事者の主張

P14検事、P16検事及びP17検事は、本件要件ハについて、本

件要件ハ捜査機関解釈を前提とした対応をしていた。

これに対し、弁護人は、令和2年11月6日付け予定主張記載書面(2)を提出して以降、令和3年7月15日付け予定主張記載書面(7)の提出に至るまで、累次にわたり、検察官が採用する本件要件ハ捜査機関解釈は誤った解釈である旨具体的に主張していた。

P16検事は、弁護人からのこのような主張を受けて、経産省の担当者から聴取を行うなどして、本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした立証が、なお可能であると判断した。P17検事も、同様に、本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした対応をしていた。

(4) 公訴提起後の身柄関係

ア A氏、B氏及びC氏は、第1事件について、逮捕・勾留を経て、令和2年3月31日、東京地裁に公訴提起された。P4検事は、同日、東京地裁に対し、A氏、B氏及びC氏について接見禁止等請求を行ったところ、東京地裁刑事第14部J2裁判官は、罪証隠滅のおそれを理由に、第1回公判期日終了までの間、接見等を禁止する決定をした。

同年4月6日、弁護人は、A氏、B氏及びC氏の保釈を請求した。P4検事は、同保釈請求に対し、P7副部長の決裁を経た上で、「不相当であり、却下されるべき」との反対意見を述べた。東京地裁刑事第14部J3裁判官は、同月8日、罪証隠滅のおそれがあり、かつ、裁量で保釈の許可をするのは適当と認められないとして保釈請求を却下した。これに対し、弁護人は、同月14日、準抗告を申し立てたが、東京地裁刑事第8部J4裁判長、J5裁判官、J6裁判官は、同月15日、「本件事案の性質・内容、見込まれる争点、証拠構造に照らすと、被告人が、故意、共謀といった罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑事訴訟法（以下「刑訴法」という。）89条4号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人が高齢で持病があること、新型コロナウイルスの感染の危険があることなど弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない」などとして、準抗告を棄却した¹⁴。

イ 同年6月15日、A氏、B氏及びC氏は、第2事件について、逮捕・勾留を経て、東京地裁に公訴提起された。P4検事は、同日、東京地裁に対し、A氏、B氏及びC氏について接見禁止等請求を行ったところ、東京地裁刑事第14部J7裁判官は、罪証隠滅のおそれを理由に、第1回公判期日終了までの間、接見等を禁止する決定をした。

ウ 同月18日ないし19日、弁護人は、A氏、B氏及びC氏の保釈を請求し、P14検事は、同保釈請求に対し、P15副部長の決裁を経

¹⁴ 本決定内容は、C氏に係る準抗告に対するものである（以下、第2・3(4)において決定内容を記載する場合には、特に記載のない限り、C氏に係る決定内容を記載する。）。

た上で、同月２２日、前記同様の反対意見を述べた。東京地裁刑事第１４部Ｊ３裁判官は、同月２３日、「刑事訴訟法８９条４号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」として保釈請求を却下した。これに対して弁護人は、同年７月２日ないし３日、準抗告を申し立てたが、東京地裁刑事第１５部Ｊ８裁判長、Ｊ２裁判官、Ｊ９裁判官は、同日、「本件事案の性質・内容や、証明予定事実記載書面等が提出されたが、弁護人からは求釈明書において概括的な争点の主張がされるにとどまり、証拠意見も述べられておらず、今後争点及び証拠の整理が行われるという公判前整理手続の進捗状況等に照らすと、共犯者や関係者への働きかけなどによる罪証隠滅のおそれがあり、刑訴法８９条４号に該当する事由が認められる。そうすると、高齢の被告人の健康状態や、新型コロナウイルスの感染の危険などの弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない」などとして、準抗告を棄却した。

エ 同年８月２６日、弁護人は、Ａ氏、Ｂ氏及びＣ氏の保釈を請求し、Ｐ２２検事は、同保釈請求に対し、東京地検公判部Ｐ２３副部長の決裁を経た上で、同月２８日、前記同様の反対意見を述べた。東京地裁刑事第１４部Ｊ１０裁判官は、同月３１日、「刑事訴訟法８９条４号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」として保釈請求を却下した。これに対して弁護人は、同年９月１６日、準抗告を申し立てたが、東京地裁刑事第８部Ｊ４裁判長、Ｊ６裁判官、Ｊ１１裁判官は、同日、「本件事案の性質・内容や、弁護人から提出された予定主張記載書面及び証拠意見によれば、①本件噴霧乾燥器の政省令該当性、②被告人らの故意及び共謀の有無が争点になると見込まれるところ、主に②の点についての立証構造、見込まれる証人と被告人らの関係等に照らすと、被告人が、罪体や重要な情状事実に関し、共犯者や関係者に働きかけるなどして罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑訴法８９条４号に該当する事由があると認められる。そうすると、被告人の健康状態等についての所論を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理なものではない」などとして、準抗告を棄却した。

オ Ｃ氏は、同月２５日、勾留中の東京拘置所において、同所の医師の診察を受け、重度の貧血が認められ、その後、複数回にわたり輸血を受けるなどした。同月２９日、弁護人は、Ｃ氏に係る保釈請求書を裁判所に提出し、同請求書において、権利保釈に関する主張の前に、「第１」として「職権による保釈がなされるべきであること」を掲げ、Ｃ氏が７１歳と高齢で、かねて不整脈等の既往症があるところ、同月２３日、強いめまいや視野が暗く狭くなる症状を発症し、同月２５日、勾留中の東京拘置所医師の診察を受け、原因不明の腸内出血が疑われ、貧血症状等が出ており、４００ｃｃの輸血を受けたことなどを記載し、

「直ちに被告人を身体拘束による心身の負担から解放するとともに、被告人の既往症を熟知している主治医による診察を受けさせること等により、これ以上の症状の重篤化を食い止めることが急務であって、速やかに保釈が認められるべきである」として、裁量保釈を求めた。これに対し、P 1 6 検事は、P 1 8 副部長の決裁を経た上で、同年 1 0 月 1 日、前記同様の反対意見を述べた。同月 2 日、東京地裁刑事第 1 4 部 J 1 2 裁判官は、「刑事訴訟法 8 9 条 4 号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」として保釈請求を却下した。

カ 同月 1 日、東京拘置所において C 氏の内視鏡検査が行われ、その結果、胃の幽門部分に大きな潰瘍が認められた。その後、病理組織学的検査の結果、前記潰瘍が悪性腫瘍であることが判明し、同拘置所は、同月 7 日、C 氏に対し、前記潰瘍が悪性腫瘍（おそらく癌）であることや、治療が必要な状態であり、外部病院に相談中であることなどを説明した。

同月 8 日、弁護人は、C 氏について、「悪性腫瘍について検査を実施する必要性」があるなどとして、同月 1 6 日午前 8 時から同日午後 6 時 3 0 分までの勾留執行停止を申し立てた。P 1 6 検事は、P 1 8 副部長の決裁を経た上で、同月 9 日、勾留執行停止について、「しかるべく」としつつ、執行停止期間中は常時弁護人が同行すること及び午後 4 時までに東京地検に到着することを条件とされたい旨の意見を述べた。なお、P 1 6 検事が、このように執行停止期間を短縮する旨の意見を付したのは、東京拘置所における未決拘禁者に係る夕食時間等の処遇上の必要性を考慮したものであった。東京地裁刑事第 1 4 部 J 1 3 裁判官は、同月 9 日、① E 病院に在所しなければならない、② 逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない、③ 本件事件関係者に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない、④ 刑事収容施設からの往復に際しては、弁護人が同道することを拒否してはならないなどの指定条件を付した上で、同月 1 6 日午前 8 時から同日午後 4 時まで勾留の執行を停止する旨の決定をした。

キ 同月 1 9 日、弁護人は、前記第 2 ・ 3 (4) カ記載の C 氏の病状等に加え、同月 1 6 日に医師から「進行胃癌」であり、精密検査が必要な状態であるとの診断を受けたことから至急検査及び治療を開始する必要があることなどを理由として、C 氏の保釈請求をした。P 1 6 検事は、P 1 8 副部長の決裁を経た上で、同月 2 0 日、前記同様の反対意見を述べた。東京地裁刑事第 1 4 部 J 1 4 裁判官は、同月 2 1 日、「刑事訴訟法 8 9 条 4 号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」として保釈請求を却下した。

ク 同年 1 0 月 2 7 日、弁護人は、C 氏について、「悪性腫瘍（進行胃癌）について治療を実施する必要性」があるなどとして、同年 1 1 月 5 日午後 2 時から同月 2 0 日午後 3 時までの勾留執行停止を申し立

て、同申立てに係る「勾留執行停止の申立書」において、「被告人が勾留執行停止決定を得て、E病院を受診した際、診察を受けることはできたものの、担当医師より、E病院では勾留執行停止状態の患者を受け入れることはできないと回答され、精密検査を受けることができず、治療を開始する見込みもなかった」、「10月21日、弁護人は、上記却下決定¹⁵を為したJ14裁判官と電話面接した。その際、同裁判官からも、医療機関から必要な治療期間を聴取した上で、在所条件を自宅ないし医療機関として当該治療期間について勾留執行停止をすることによって対応可能であるから、保釈を認めることは難しい旨が回答された」、「弁護人と被告人の親族は、早急に治療を開始できるよう、事前に交渉可能で、かつ近い時期に受入可能な医療機関を探したところ、F病院であれば、11月6日に受入可能であることが判明した。進行胃癌であり貧血症状が出ている被告人については初診後そのまま入院となる可能性があり、入院期間は2週間程度必要となる」などと述べた。

この勾留執行停止の申立てに対し、P16検事は、P18副部長の決裁を経た上で、同年10月28日、「しかるべく」との意見を述べた。東京地裁刑事第14部J12裁判官は、同日、①C氏方及びF病院のいずれかの場所に在所しなければならない、②逃げ隠れしたり、証拠隠滅と思われるような行為をしてはならない、③本件事件関係者に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならない、などの指定条件（以下「本件指定条件」という。）を付した上で、前記申立て期間のとおり、勾留の執行を停止する旨の決定をした。

同年11月13日、弁護人は、治療のため入院が必要であることなどを理由に、同年12月14日午後3時までのC氏の勾留執行停止期間の延長を申し立てた。P16検事は、P18副部長の決裁を経た上で、同年11月16日、「しかるべく」との意見を述べ、東京地裁刑事第14部J15裁判官は、同日、前記申立て日時まで勾留の執行を停止する旨の決定をした。

同月24日、弁護人は、C氏の二男であるX6氏について、X6氏はX社の従業員ではあるが、事件の対象となる輸出行為に関わっておらず、C氏を支え、家族としての交流を図る必要性が高いなどとして、本件指定条件の③からX6氏を除く旨の変更を申し立てた。P16検事は、東京地裁から、この指定条件変更の申立てに対する意見を求められ、P18副部長の決裁を経た上で、「しかるべく」との意見を述べた。東京地裁刑事第14部J13裁判官は、前記申立てのとおり、本件指定条件の③を「本件事件関係者（C氏の二男であるX6氏を除く。）」に対し、面接、通信、電話等による一切の接触をしてはならな

¹⁵ 令和2年10月21日付け保釈請求却下決定

い。」と変更する旨の決定をした。

ケ 同年１２月１日、弁護人は、Ａ氏、Ｂ氏及びＣ氏の保釈を請求した。Ｐ１６検事は、Ｐ１８副部長の決裁を経た上で、同月３日、前記同様の反対意見を述べ、同月４日、東京地裁刑事第１４部Ｊ１６裁判官は、「刑事訴訟法８９条４号の場合に該当し、かつ、裁量で保釈することも適当でない」として保釈請求を却下した。これに対し、弁護人は、同月１７日、準抗告を申し立てたが、東京地裁刑事第１部Ｊ１７裁判長、Ｊ１８裁判官、Ｊ１９裁判官は、同日、「本件事案の性質及び内容のほか、本件の争点及びこれに対する証明予定事実記載書面等により明らかにされた検察官の立証構造、会社関係者の供述調書を含む大半の請求証拠が不同意とされていること等に照らすと、被告人の当時の認識等に関し、共犯者や会社関係者に働きかけるなどの実効的な罪証隠滅の具体的可能性が認められ、刑事訴訟法８９条４号に該当する事由がある。以上によれば、被告人の健康状態等に関する弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当ではないとした原裁判の判断は不合理ではない」などとして、準抗告を棄却した。

当該準抗告と前後して、同月３日、弁護人は、Ｃ氏が勾留執行停止期間中に一旦退院して通院加療となった場合、妻であるＸ７氏と共にＦ病院の近隣のマンションに居住する予定であり、同所から通院する必要があるとして、同マンションを本件指定条件の①に追加する旨の変更を申し立てた。Ｐ１６検事は、東京地裁から、この指定条件変更の申立てに対する意見を求められ、Ｐ１８副部長の決裁を経た上で、「しかるべく」との意見を述べた。東京地裁刑事第１４部Ｊ１４裁判官は、同月４日、前記申立てのとおり、本件指定条件の①に前記マンションを追加する旨変更する決定をした。

同月７日、弁護人は、通院加療等が必要であること等を理由に、同月１４日午後３時までとされていた勾留執行停止期間について、令和３年６月７日午後３時までの延長を申し立てた。Ｐ１６検事は、Ｐ１８副部長の決裁を経た上で、令和２年１２月９日、「しかるべく」との意見を述べ、東京地裁刑事第１４部Ｊ１２裁判官は、同日、前記申立て日時まで勾留の執行を停止する決定をした。

コ 同月２５日、弁護人は、Ａ氏、Ｂ氏及びＣ氏の保釈を請求した。Ｐ１６検事は、Ｐ１８副部長の決裁を経た上で、同月２８日、前記同様の反対意見を述べ、東京地裁刑事第１４部Ｊ２０裁判官は、同日、居住先を限定するとともに、本件事件関係者に対し、一切の接触をしてはならないなどの指定条件を付した上で、保釈を許可する決定をした。なお、保釈保証金額は、Ａ氏について、第１事件と第２事件のそれぞれにつき１０００万円、Ｂ氏及びＣ氏については、第１事件と第２事件のそれぞれにつき５００万円とされた。

同日、Ｐ１６検事は、保釈許可決定に対する準抗告を申し立て、東

京地裁刑事第6部 J 2 1 裁判長、J 2 2 裁判官、J 2 3 裁判官は、同日、「一件記録により認められる本件事案の性質及び内容、被告人及び共犯者らの供述内容、被告人と関係者等の人的関係等を考慮すると、被告人が、関係者に働きかけるなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由がある。以上に加え、本件の争点及び証拠整理について、当事者間で事実上の検討が進んではいるものの、いまだ争点に関する検察官立証及び弁護人立証の予定が明確になったとまでは言い難く、第1回公判前整理手続期日も開かれておらず、前記罪証隠滅の現実的なおそれが大きく低下したとは認められないから、弁護人が主張する事情を考慮しても、被告人の保釈を許可した原裁判の判断は、その裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ない。よって、本件準抗告は理由がある」などとして、保釈許可決定を取り消し、保釈請求を却下する決定をした。

サ 令和3年2月1日、弁護人は、A氏、B氏及びC氏の保釈を請求し、P 1 6 検事は、P 1 8 副部長の決裁を経た上で、同月2日、前記同様の反対意見を述べた。その後、弁護人は、同月4日、C氏についての保釈請求を取り下げた。

A氏及びB氏に係る保釈請求について、東京地裁刑事第14部 J 2 4 裁判官は、同日、A氏及びB氏について、その居住先を限定するとともに、本件事件関係者に対し、一切の接触をしてはならないなどの指定条件を付した上で、保釈を許可する決定をした。なお、保釈保証金額は、A氏について、第1事件と第2事件のそれぞれにつき1000万円、B氏について、第1事件と第2事件のそれぞれにつき500万円とされた。

P 1 6 検事は、同日、保釈許可決定に対する準抗告を申し立てたが、東京地裁刑事第11部 J 2 5 裁判長、J 2 6 裁判官、J 2 7 裁判官は、同日、「事案の性質及び内容、被告人、共犯者及び関係者の供述状況、被告人及び共犯者の同会社内での地位、関係者との関係性等に照らせば、被告人が共犯者及び関係者に働きかけるなどして、罪体及び重要な情状事実について罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があり、刑事訴訟法89条4号に該当する事由があると認められる」とした上で、「しかしながら、一件記録によれば、本件は公判前整理手続に付された上で、打合せ期日が複数回実施されて争点及び証拠の整理が進む中、前回の打合せ期日に至り、争点に関する検察官立証の見込みが一応示されたと認められる。このような争点及び証拠整理の進行状況に加え、保釈請求に当たり、被告人やその妻が、罪証隠滅や逃亡等に及ばない旨誓約していること等も踏まえれば、予定される証人等に対して働きかけたり、新たな証拠を作出するなどの罪証隠滅の現実的可能性及び実効性は、一定程度低減したものといえる。さらに、本件保釈許可決定においては、同社の関連施設に立ち入らないこと、予

定される証人を含む本件事件関係者に対して接触しないこと、同社業務に参与する際は、本件とは関わりがないと窺われる同社従業員のみと連絡をとること等の保釈指定条件が付されている。これにより、予定される証人への働きかけを含めた罪証隠滅の可能性は更に大きく低減されているというべきである」などとして、準抗告を棄却した¹⁶。

シ 同月 5 日、同保釈許可決定により、A 氏及び B 氏は、釈放された。

同月 7 日、勾留執行停止中であった C 氏は亡くなられた。

ス なお、令和 2 年 5 月 31 日から令和 3 年 2 月 5 日までの間、各裁判官の決定により、罪証隠滅及び逃亡のおそれがあることを理由として、勾留期間の更新がなされていた。

4 本件国賠訴訟の概要

(1) 第一審

ア 令和 3 年 9 月 8 日、原告は、

- 警視庁公安部による第 1 事件及び第 2 事件の逮捕
- 検察官による第 1 事件及び第 2 事件の勾留請求及び公訴提起
- B 氏に対する警視庁公安部の警察官による取調べ及び弁解録取がそれぞれ国賠法上違法であるとして、国及び東京都に対する本件国賠訴訟を東京地裁に提起した。

このうち、検察官の行為に関する主張について、国側は、

- 本件要件ハ捜査機関解釈は不合理なものではない
- 本件要件ハ捜査機関解釈を採用した P 4 検事の判断は不合理ではない
- 本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断した P 4 検事の判断は不合理ではない

旨主張した。

イ 第一審においては、本件の捜査に参与した警視庁公安部警察官らの証人尋問が行われたほか、令和 5 年 7 月 5 日には、P 4 検事及び P 17 検事の証人尋問も行われた。

ウ 同年 12 月 27 日、東京地裁は、

- 警視庁公安部は、外為法等の解釈権限がある経産省に確認した上で、本件要件ハ捜査機関解釈を採用しており、本件要件ハの解釈に関する限りでは、捜査機関として通常要求される捜査は尽くしていた。そして、本件要件ハ捜査機関解釈は経産省貿易経済協力局が定めた本件通達の文言等に照らして不合理とはいえないのであるから、同解釈を採用したことについて合理的な根拠が欠如していることが明らかということとはできず、国賠法上違法ということとはできない。同様に、検察官による第 1 事件の勾留請求に関しても、本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことが、国賠法上違法ということとはで

¹⁶ 本決定内容は、A 氏に係る準抗告に対するものである。

きない

- 検察官は、第1事件公訴提起前の時点で、X社の従業員等が本件各噴霧乾燥器について温度が上がりにくい箇所を指摘していたとの報告を受けていたところ、同指摘は本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について警視庁公安部の特定に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をする上ではこの点の検証は当然に必要な捜査であった。そして、再度の温度測定を行っていれば、本件各噴霧乾燥器の一部の箇所の細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握できたことから、従業員等の供述があった以降に行われた第1事件の公訴提起、第2事件の勾留請求及び第2事件公訴提起は、いずれも検察官が必要な捜査を尽くすことなく行われたものであり、国賠法上違法である

旨判示し、原告の請求を一部認容する判決を言い渡した。

- エ 令和6年1月10日、国及び東京都は、第一審判決に対し、東京高裁に控訴した（同日、原告側も控訴）。

東京地検は、控訴に当たり、「本件については、令和6年1月10日、国が東京高裁に控訴を申し立てたものと承知しています。本件にかかる公訴提起については、その時点での証拠関係を前提に起訴相当と判断したものであり、違法とはいえないと主張してきたところ、判決結果については、内容を精査検討し、上級審の判断を仰ぐことにしたものと承知しています。本件にかかる公訴提起後に結果として公訴取消しに至ったことについては、真摯に受け止めています。」旨の次席検事コメントを公表した。

(2) 控訴審

- ア 控訴審における原告・被告双方の主張は、おおむね第一審におけるものと同様である。

なお、控訴審においては、警視庁公安部の警察官らの証人尋問が新たに行われた。

- イ 令和7年5月28日、東京高裁は、

- 検察官は、第1事件の公訴提起前の時点で、他の検察官による取調べにおいて、X社の噴霧乾燥器には温度が上がりにくい箇所があると指摘する従業員等の供述状況について報告を受けており、その内容は、ダクトや測定口などのパイプになっている箇所は熱風が通らない吹きだまりになるため一番温度が上がりにくいこと、最低温箇所の温度は50から60度くらいだと思うため、X社の噴霧乾燥器では殺菌できないことを述べるものであり、温度が上がりにくい理由を説明した上で、測定口等の具体的箇所を指摘するものなどが含まれていた。これらの従業員等の供述は、警視庁公安部による本件噴霧乾燥器1の最低温箇所の特定方法及び結果に疑問を抱かせるものであって、有罪立証をするためには検証することが当然に必要な

な捜査であり、再度の温度測定を行っていれば、本件噴霧乾燥器 1 の一部の箇所は細菌を死滅させるに至らないことは容易に把握することができ、通常要求される捜査を遂行すれば、本件噴霧乾燥器 1 が本件要件ハに該当しないことの証拠を得ることができたから、有罪と認められる嫌疑があると判断した検察官の判断は、合理的な根拠を欠いていた

- 検察官は、令和 2 年 3 月 24 日の時点では、弁護人から、本件要件ハ捜査機関解釈が A G 合意の内容と異なることについて疑問を伝えられており、本件要件ハ捜査機関解釈について疑念を持つに足りる状況にあった。さらに、警視庁公安部の警察官から、業界他社においても噴霧乾燥器が輸出規制に該当しないとして対応していたとみられると聞いていた上、本件要件ハの解釈について、経産省の解釈に変遷があり、その変遷に十分な合理性のある説明がなかったことも、前任の検察官に確認等すれば判明したものとみられる。法令解釈は最終的には裁判において決定されるものであり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用することがおよそ不合理とはいえないとしても、その解釈を維持することについては疑念が残る状況であり、これを前提に公訴を提起するかどうかについては、なお、慎重に判断するのが適切であった
- そうすると、第 1 事件の公訴事実については、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当するというべきである。したがって、第 1 事件の公訴提起は、国賠法 1 条 1 項の適用上違法である
- 第 2 事件で問題となっている本件噴霧乾燥器 2 についても、本件噴霧乾燥器 1 と同様に、乾燥室内に測定口がある点で構造は類似していることからすれば、本件噴霧乾燥器 2 が本件要件ハの規制対象に当たるかを明らかにする上では、測定口等の温度の検証を行うことが当然に必要であったといえる。その上で、この点に関する捜査を遂げていれば、本件噴霧乾燥器 2 に関しても、乾燥室測定口の部分の温度が、細菌を死滅させるに至らず、本件要件ハの規制対象に当たらないことは容易に把握できたはずである。また、本件要件ハ捜査機関解釈を維持することの相当性についても疑念が残る状況であったことは第 1 事件の公訴提起時の状況と同様である
- そうすると、第 2 事件の勾留請求に際して、検察官が X 社、A 氏、B 氏及び C 氏につき犯罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由がある旨判断したことについては合理的な根拠がないことが明らかであり、第 2 事件の公訴提起についても、公訴事実について合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかった場合に該当するというべきである。したがって、第 2 事件の勾留請求及び第 2 事件の公訴提起は、いずれも国賠法 1 条 1 項の適用上違法である

旨判示し、国の控訴を棄却する判決を言い渡した。

ウ 令和7年6月11日、東京地検は、「本件に係る国家賠償請求訴訟については、判決内容を精査した結果、上訴はしないこととした。第一審に続き、控訴審においても、検察官の勾留請求及び公訴提起が違法と判断されたことについて真摯に受け止めている。当庁として、X社及びその関係者の皆様に多大な御負担をおかけしたことについて、おわび申し上げたい。本件については、今後、最高検において検証が行われる予定であり、当庁としても十分な協力をしてまいりたい。」旨の次席検事コメントを公表した。

また、同日、最高検は、「本件に係る国家賠償請求訴訟については、東京地検において、当庁とも協議の上、上訴はしないこととした。当庁としても、X社及びその関係者の皆様に多大な御負担をおかけしたことについて、おわび申し上げたい。本件については、今後、当庁において検証を行い、その結果を公表する予定である。」との次長検事コメントを発表した。

エ 同月12日、本件判決は自然確定した。

第3 問題点・反省点

1 警察からの事件相談について

- (1) 前記第2・2(1)オ記載のとおり、本件においては、本件要件ハ捜査機関解釈の妥当性や本件各噴霧乾燥器の本件要件ハ該当性に疑念を生じさせるような、他の噴霧乾燥器メーカー等からの聴取結果や噴霧乾燥器内の低温度箇所等に関するX社関係者の供述について、警視庁公安部から、起訴検察官であるP4検事やそれ以前の主任検察官いずれに対しても、メモや報告書等で明確に伝達されることがなく、また、送致記録としても主任検察官の下に届けられていなかったという事情があった。

このことは、本件事件相談の時点で、各主任検察官が消極証拠あるいは消極事由の存在を念頭に置いて、その後の捜査の進め方を判断することができなかった要因の一つとなったことは否定し難い。

- (2) しかしながら、そもそも、検察官は、警察と緊密に連携を図りながら刑事事件の捜査を行うことが求められているから、前記のような事情があったとはいえ、それを乗り越える職務遂行が期待されるのであって、まして、勾留請求及び公訴提起が違法と判断され、公判係属中にC氏がお亡くなりになった本件においては、検察官としてその検察権行使が適切であったかを十分に省みなくてはならない。

そうしてみると、本件において検察官として事件相談を受け、またその相談結果に対して警視庁公安部に補充捜査事項等を指摘する上では、警視庁公安部が保有している消極証拠について、その内容を確実に把握できるようにするため、警視庁公安部に対し、その保有している消極証拠あるいは消極事情に関する情報がないかを確認し、あれば検察官に提供するように求めることが望ましかったと考えられる。

また、本件当時、噴霧乾燥器を不正輸出したとの事実で立件された先例はなく、本件省令を始めとする関連法令の解釈に関する司法判断は示されていなかったのであるから、検察官としては、関連法令の内容・解釈を把握するよう努めるとともに、客観的構成要件該当性を慎重に判断する必要があったと考えられる。

- (3) 別の観点として、検察官においては、事案の実態を正確に把握すべきであって、X社は、日本における噴霧乾燥器のリーディングカンパニーとして、国内及び海外（東アジア、東南アジア、ヨーロッパ及び米国）の企業に多くの噴霧乾燥器を納入している企業であるのだから、検察官は、警視庁公安部に対し、このような企業があえて犯罪行為に及んでまで不正輸出をする動機について、それを推認させる事情も含めて確認し、必要な補充捜査事項を指摘することが適切であった。

また、本件の被疑事実、生物兵器製造等に転用可能な噴霧乾燥器を不正輸出したというものであるから、検察官は、警視庁公安部に対し、本件各噴霧乾燥器の機能に照らして具体的にどのような生物兵器製造等に転用可能であったかの確認や、輸出先において本件各噴霧乾燥器を実際に生物兵器製造等に転用していた事実（あるいは転用をうかがわせるような状況）の有無に関する証拠関係を確認の上、対応することが適切であった。

さらに、身柄拘束の要否については、慎重に検討すべきものであり、このことは外事公安事件についても当然のことであるが、本件では、同業他社の1社を除き、噴霧乾燥器の輸出に当たって経産省への輸出許可の申請をしていなかったことや、仮にX社が本件各噴霧乾燥器について輸出許可の申請をしていれば許可されたと思われることなどの事情が認められた。これらの事情は、本件が、輸出許可申請手続をとらなかっただけのいわゆる形式犯的事案にとどまるか否かに関わることであり、A氏、B氏及びC氏の逮捕・勾留の必要性にも影響し得ることであった。P4検事においては、本件について、形式犯的事案ではないかとの疑問を持った時期もあったのであるから、まずは東京地検公安部において、生物兵器製造等に転用可能な機器の不正輸出事件との見方が相当かなどを十分に議論し、警視庁公安部に必要な補充捜査事項を指摘するなどした上で、警視庁公安部の逮捕の方針の是非も含め、捜査の方針を慎重に検討することが適切であった。

- (4) しかしながら、本件では、警視庁公安部からの事件相談を受け、外為法等の構成要件に該当する旨の証拠を示されるなどした各主任検察官及び同検察官から報告を受けた東京地検公安部副部長ないし公安部長において、前記のような問題意識を十分に持ったり、この問題意識を警視庁公安部とも共有の上、警視庁公安部による逮捕の方針の是非も含めて捜査の方針を慎重に検討したりすることが、必ずしも適切に行われていなかったものと認められ、これは反省点である。

2 主任検察官の交代に伴う事件の引継ぎについて

前記第2・2(1)記載のとおり、P1検事やP3検事は、本件要件ハに関するX社側の認識等について、警視庁公安部に対する補充捜査事項を指摘していた。

その後の令和元年6月中旬頃、本件については、P3検事の異動により、後任のP4検事が担当することとなった。その際、P3検事からP4検事に対しては、一定の引継ぎがされたことは認められるものの、P3検事が持っていた問題意識や警視庁公安部への補充捜査事項に関する引継ぎについては、結果として確実には行われていなかったと言わざるを得ない。事件の引継ぎは、引継ぎ時点までの捜査の進捗や、補充捜査を要する事項等の今後の捜査予定、前任の検察官が把握していた事実認定上あるいは法律上の問題点等を後任の検察官に引き継ぐことで、異動等により主任検察官が交代した場合であっても、改めて最初から捜査等をやり直したり、検討すべき問題点の検討が不足したりすることのないようにし、適切に事案の真相を解明するために行われるものであるから、後任者に事件を引き継ぐ場合には、引継ぎ時点までに警察から受領している資料・記録一式を確実に引き継ぐとともに、当該事件の問題点や警察に指示等した補充捜査の内容（当該補充捜査の結果も含む。）、今後指示ないし自ら行うべき補充捜査の内容、今後の捜査の進め方（例えば、被疑者の逮捕の可否や着手時期の見込み等に関する警察との協議状況）等について、確実に伝達し、後任の検察官としても必要に応じて前任の検察官による検討状況を確認等することが重要である。そうしてみると、本件において、前任の検察官は必要な引継ぎを行ったつもりであったとしても、結果として前記のような点について後任の検察官への引継ぎが確実には行われていなかったことは反省点であり、真摯に受け止める必要がある。

3 法令解釈（本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと）について

(1) 捜査機関が本件要件ハ捜査機関解釈を採用したこと等

本件において、警視庁公安部は、前記第2・1(3)記載のとおり、本件要件ハ捜査機関解釈を採用した。

本件要件ハ捜査機関解釈について、P4検事は、本件省令等を所管する経産省が発出する本件通達解釈のとおり解釈であり、不合理な点はないこと、G大学校教授も本件通達解釈と同様の見解を述べていたこと、軍用の細菌兵器等の製造等に転用されるおそれがあるものについて輸出管理を行うという法令の趣旨に照らせば、軍用の細菌製剤になり得る細菌等のうち一種類でも殺菌できる機能があれば、当該輸出管理の対象とすべきであり、その殺菌方法について限定する理由もないなどと考え、本件要件ハ捜査機関解釈を採ることが相当であると判断した。

これに対し、本件判決においては、本件要件ハ捜査機関解釈を採用することは相当でないと判断された上で、法令解釈は最終的に裁判において決定されるものであり、第1事件の公訴提起時に検察官において本件

要件ハ捜査機関解釈を採用することがおよそ不合理であったとまではいえないとしても、本件要件ハ捜査機関解釈を維持することについては疑念が残る状況であり、これを前提に公訴を提起するかどうかについては、なお、慎重に判断するのが適切であったというべきであると指摘されている。

(2) 本件要件ハ捜査機関解釈を採用したことに関する反省点等

ア 検察官は、事案の真相を明らかにし、刑罰法令を適正かつ迅速に適用実現するに当たり、当該事案に関連する法令の趣旨及び内容を把握し、適正に解釈する必要がある。

特に、本件では、本件要件ハの解釈及び本件各噴霧乾燥器の本件省令該当性が重要な捜査事項であり、また、前記第3・1(2)記載のとおり、本件当時、噴霧乾燥器を不正輸出したとの事実で立件された先例はなく、本件省令を始めとする関係法令の解釈に関する司法判断は示されていなかったのであるから、本件の捜査に当たっては、関係法令の制定経緯や制定趣旨を十分確認することが必要であった。さらに、本件の関係法令においては、構成要件の一部が省令に委任されていたのであるから、他の規制の規定ぶりとの異同や、国民（特に規制の対象者）に対する周知の程度、当該規制が国際的な枠組みによる規制の場合には当該規制の趣旨、国際的な規制や他国の規制との異同（異なる場合にはその理由）等についても慎重に検討することが必要であったのであって、そのためには、検察官自ら所管行政庁である経産省に確認するなどの捜査を行うことがより適切であった。

この点、警視庁公安部から事件相談を受け始めた当初から本件経産省回答が存在していたとしても、本件経産省回答は、専門外の分野に関する聴取事項を含む学者等専門家からの聴取結果報告書等が多数添付された捜査関係事項照会書を前提に、同照会における添付資料の内容を前提とすれば、規制対象となる仕様の噴霧乾燥器に該当すると思われるというものであったことからすると、より慎重な捜査姿勢をとることが考えられた。

また、前記第2・4(2)イ記載のとおり、本件判決においては、「P4 検事は、令和2年3月24日の時点では、弁護人から、本件要件ハ捜査機関解釈がAG合意の内容と異なることについての疑問を伝えられていたから、この時点では、本件要件ハ捜査機関解釈について疑念を持つに足る状況にあった」旨判示されている。

イ しかしながら、本件の各主任検察官全てにおいて、これらの問題意識を持って慎重な検討がなされたとは必ずしも言い難く、本件要件ハ捜査機関解釈の妥当性を含め、本件経産省回答について、警視庁公安部が経産省に示した資料等に裏付けられた信用性のあるものと判断してしまった。

このように、前記第3・3(2)アの事情があったにもかかわらず、関

係法令の趣旨及び内容を正確に把握して解釈し、必要な捜査を十分にを行った上で、本件各噴霧乾燥器の本件省令該当性を慎重に判断することが不十分であったことは、反省点である。

4 本件要件ハ該当性判断における消極証拠の評価について

- (1) 前記第2・2(3)ア記載のとおり、第1事件逮捕後の検察官の取調べにおいて、X1氏、X2氏及びX3氏は、X社の噴霧乾燥器について、乾燥室測定口等の具体的な箇所を指摘した上で温度が上がりにくい箇所がある旨供述していた。

また、前記第2・2(7)ア及びイ記載のとおり、第2事件逮捕後の検察官の取調べにおいて、X4氏及びX5氏も、X社の噴霧乾燥器について、具体的な箇所の指摘はなかったものの、温度が上がらない箇所がある旨供述し、X4氏は、そのことについてC氏と話をしたことがある旨なども供述していた。

このように、P4検事は、第1事件逮捕後及び第2事件逮捕後には、それぞれ、本件各噴霧乾燥器の最低温箇所について疑義を唱える者が複数いたことを、P8検事、P5検事及びP12検事らの報告により把握していた。

- (2) しかしながら、P4検事は、これらの消極証拠について、前記第2・2(3)アウ記載のとおり、

- 実験結果等の客観的根拠が示された供述ではなかったこと
 - 任意捜査の段階における警視庁公安部による取調べで作成された供述調書の内容から変遷がみられたこと
- などの事情から、信用性は乏しいと判断した。

このような判断に至った大きな原因の一つは、警視庁公安部が実施した本件各噴霧乾燥器の温度測定実験の結果を過信したことにあると考えられる。すなわち、同各実験は、D社従業員から噴霧乾燥器の最低温箇所について聴取した結果に基づいて行われたものであったが、同聴取結果は、D社従業員に図面等を見せた上で、理論上の推測として最低温となる可能性のある箇所を聴取したにすぎなかったのであって、それを基に実施した温度測定実験についても、本件各噴霧乾燥器の内部の温度を網羅的に測定したのではなく、本件噴霧乾燥器1については10か所、本件噴霧乾燥器2については2か所の温度を測定したとするものであった。

このように、警視庁公安部が実施した前記各実験の結果は、本件各噴霧乾燥器の内部における最低温箇所及びその温度を絶対的・客観的に示す証拠とは言い難く、飽くまでも噴霧乾燥器の専門家による理論上の推測に基づいた実験で特定された最低温箇所の温度を示すものであり、前記各実験における測定箇所以外の箇所が最低温箇所である可能性を客観的に排斥するものとは言い難いものであった。

これらの各実験の実態に対する考慮が十分でなかったため、P4検事

は、これら各実験結果の証拠価値の評価を誤り、同実験結果により「本件各噴霧乾燥器の内部における最低温箇所は殺菌可能な程度に温度が上がる」と認定できると判断し、これに反するX 2氏等の前記供述の信用性について、検討が不足したものと考えられる。前記各実験結果の証拠価値を的確に評価し、X 2氏等が供述する温度が上がりにくい箇所を明確に特定して各実験の測定箇所と対照していれば、X 2氏等の前記供述が、前記各実験結果では排斥し難い消極証拠となり得ることに気付いて、専門家への改めての聴取や再実験等の補充捜査を行う契機となったものと考えられる。

このように、本件における前記各実験結果のような客観証拠の収集が重要であることはもとより、その収集した客観証拠の証拠価値を適切に評価することも重要であって、この点が十分になされていなかったことは、反省点である。

- (3) また、P 4 検事は、X 2 氏等が供述を変遷させたことについて、必ずしも合理的な説明がなされていないなどと考えて、X 2 氏等の変遷後の供述の信用性を否定していた。

しかしながら、そもそも、警視庁公安部警察官が作成したX 2氏等の供述調書においては、X社の噴霧乾燥器が本件要件ハに該当する旨の結論は述べられているものの、本件要件ハにおける「殺菌」の意味や本件要件ハに該当することについて実験結果等の客観的な根拠が示されたものではなかった。ましてや、X 2氏等は、警視庁公安部警察官が作成した供述調書の記載内容から供述を変遷させた理由について、相応の理由を述べていたのであるから、X 2氏等の供述変遷の合理性を検討するに当たっては、取調べを担当した応援検察官から供述変遷の理由を詳細に確認した上で、変遷前後の供述内容を虚心坦懐に比較検討するなどして変遷が不合理か否かをより慎重に判断すべきであったと言わざるを得ない。

当時、新型コロナウイルス感染症が流行して捜査等においても一定の制限が加えられ、取調べ担当検察官からの報告を聞くにおいても平常とは異なる執務環境であったことは事実であるが、消極証拠の慎重な検討は捜査において極めて重要であることは常に意識しなければならない。

このように、消極証拠の信用性について慎重な検討をせず、その裏付け捜査に至らなかったことは、本件の大きな反省点である。

- (4) 加えて、X 2氏等の変遷後の供述について、既に述べたように、その重要性が十分認識されなかったため、P 9 部長やP 13 部長に対して公訴提起の決裁等で報告されず、その結果、公判担当検察官に対する引継ぎ事項にも入らなかったのもであって、これも反省点である。
- (5) P 7 副部長は、P 4 検事から、本件の捜査状況について随時報告を受け、X 2氏等の変遷後の供述についても報告を受けたが、P 4 検事と同様、消極証拠の信用性について慎重に検討しなかったのもであって、主任

検察官から直接に報告を受け、指示をする立場の第一次決裁官である副部長としては、P 4 検事に対し、現在の証拠関係により排斥できる供述なのかを吟味し、それができないのであれば同供述を裏付ける証拠や相反する証拠を収集した上で、その供述の信用性を慎重に検討するよう指示する必要があった。

その上では、X 2 氏等の取調べが録音・録画されていたのであるから、必要に応じてこの録音・録画の内容を確認するなどの対応も考えられたのであって、これをしていなかったことも反省すべき点である。

5 公判担当検察官の対応について

(1) 本件各公訴提起時点での証拠関係等

本件各公訴提起時点において、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハに該当すると判断される根拠となった主な証拠は、D 社の従業員から噴霧乾燥器の最低温箇所について聴取した結果とそれに基づいた警視庁公安部による温度測定実験の結果や専門家から聴取した意見、経産省からの回答であったところ、前記第 3・4(2)記載のとおり、同実験は、最低温箇所について D 社の従業員から理論上の推測を聴取した結果に基づくものであった上、本件各噴霧乾燥器の内部の温度を網羅的に測定したのではなく、経産省からの回答も、こうした実験結果を前提としたものであった。

このような証拠関係からすると、そもそも同実験における測定箇所以外の箇所が最低温箇所である可能性は証拠上排斥されているとは言い難かった。また、本件要件ハに該当するとの判断は、本件各噴霧乾燥器で大腸菌を噴霧乾燥し、内部に粉体が残った状態においても、乾熱運転を実施することにより、同装置内部に残留する大腸菌を殺菌することができると前提とされていたが、捜査段階において、本件各噴霧乾燥器の内部に粉体が残った状態で温度を測定する実験は行われていなかった。

(2) 公判担当検察官の対応状況等

ア 公判を担当する検察官は、捜査担当検察官とは異なる立場から、公判で想定される争点やこれに関する証拠構造を的確に把握・検討した上で、必要に応じて補充捜査を実施することが求められているが、令和 2 年 10 月 19 日に、弁護人から、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口の最高温度が上がらないことなどを内容とする弁護人温度測定結果報告書 1 が提出されるまでの間、公判担当であった P 14 検事及び P 16 検事において、再度の温度測定実験等の補充捜査の必要性を認識することは困難であったと言わざるを得ない。

すなわち、まず、本件各公訴提起の際には、P 4 検事から、公判担当検察官に対し、客観的構成要件該当性に関しては警視庁公安部による温度測定実験結果や専門家から聴取した意見、経産省からの回答等により立証に問題はない旨の引継ぎがなされていた。

また、第1事件の捜査段階において、検察官による取調べに対し、X2氏及びX3氏が噴霧乾燥器内部の温度が上がりにくい箇所として測定口等を具体的に指摘していたが、これらの供述内容は、供述調書に録取されておらず、前記のとおりX2氏等の取調べの状況が録音・録画されていたといっても、X2氏等の取調べについて任意性等が問題とされるような事情もなかった当時において、同録音・録画の内容まで直ちに確認することは現実的ではなかったのであって、X2氏等のこの供述内容をP14検事やP16検事において把握していなかったとしてもやむを得なかった。

さらに、第2事件の公訴提起時の記録に含まれていたX4氏及びX5氏の各検察官面前調書には、本件各噴霧乾燥器について、「箇所によっては温度が上がりきらない部分があるので、菌を殺すことができる温度まで上がらず、その部分の菌を殺すことができないと思う」旨の供述が録取されていたものの、X4氏の供述は、温度が上がりきらない箇所について具体的に指摘するものではなく、また、X5氏の供述は、箇所を特定したものではあるものの、前記P4検事からの引継ぎ内容も踏まえると、公判担当検察官が、前記のようなX4氏等の供述調書の内容を含め、関係証拠を確認した結果として、再度の温度測定実験等の補充捜査の必要性を、この段階で認識することは困難であったと言わざるを得ない。

加えて、弁護人の同年8月14日付け予定主張記載書面(1)には、本件各噴霧乾燥器に温度が上がらない箇所がある旨の主張が記載されているが、同主張についても、具体的な箇所を指摘するものではなかった。

このような当時の証拠関係等を前提とすれば、この間に、再度の温度測定実験等の補充捜査の必要性を認識することは困難であったと言わざるを得ず、P14検事及びP16検事において、有罪と認められる嫌疑があると判断し、特段の補充捜査を行うことなく公訴維持を前提とした対応を行っていたことは、やむを得なかった。

イ その後、前記第2・3(1)エ記載のとおり、同年10月19日、弁護人から、本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口の最高温度が53度、本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口の最高温度が59.2度となることなどを内容とする弁護人温度測定結果報告書1が提出されたことから、本件要件ハ該当性に関する立証方法を検討する必要性が生じた。このため、P16検事は、同報告書を前提としても本件要件ハ該当性が認められるか否かを確認するために、補充捜査を実施し、その結果、大腸菌が約50度、約6時間から9時間の乾熱処理で死滅することが判明した。この補充捜査結果からすれば、弁護人温度測定結果報告書1を前提としても、当時の証拠関係も踏まえれば、本件要件ハ該当性が認められると考えた。

このように、弁護人の証拠請求に対し、その内容を精査・検討するとともに、その内容に対応した新たな立証方法を検討して実施することは、公判担当検察官として必要な対応であったと考えられ、この点でP 1 6 検事の公判対応に問題があったとは認められない。

一方、P 1 6 検事は、弁護人温度測定結果報告書1が提出されたことを受け、本件各噴霧乾燥器の乾燥室測定口に、外部から、市販のコードヒーターを巻き付け、放熱防止のため、同ヒーターの上にシリコンスポンジを巻き、更に全体をアルミホイルで覆い加熱するといった内容の温度測定実験も行っている。

しかしながら、このようないわば外付けの加熱措置による温度測定方法は、本件各噴霧乾燥器自体の客観的性能を判断する方法として適切であるか否か疑義があり、本件省令の所管行政庁である経産省に確認し、副部長及び公判部長に対し、消極面も明示して十分に協議するなどして、その実験の必要性及び相当性を、慎重に検討することが必要であったと考えられる。

ウ その後、前記第2・3(1)ケ記載のとおり、令和3年3月30日、弁護人から、粉体が残留した状態で乾熱運転をした結果、本件噴霧乾燥器1の乾燥室測定口の最高温度が34.8度となり、本件噴霧乾燥器2の乾燥室測定口の最高温度が38度となることなどを内容とする弁護人温度測定結果報告書2が提出されたことにより、改めて本件要件ハ該当性に疑義が生じたことを受け、P 1 6 検事からP 1 7 検事に対して、本件について問題点等の引継ぎがされ、P 1 7 検事において、補充捜査を実施した。

P 1 7 検事は、弁護人温度測定結果報告書2では、噴霧乾燥器の壁面等に付着した粉体を落とすエアノッカー機能をオフにした状態で実験が行われていたが、実際に噴霧乾燥器内の乾熱殺菌を行うのであれば、エアノッカー機能をオンにし、堆積する粉体をできる限り少なくした状況で乾熱運転をすることが想定されることから、弁護人側の乾熱実験は、実際に想定される乾熱殺菌の状況よりも多量の粉体が堆積した状態で行われている可能性があると考えた。そこで、本件噴霧乾燥器2について、エアノッカー機能をオンにし、粉体を堆積させた状態で乾熱実験を実施した結果、入口設定温度を約250度にしたとき、乾燥室測定口の温度が57.9度となることが判明した。

この補充捜査の内容は合理的であり、同補充捜査の結果及び当時の証拠関係も踏まえれば、本件要件ハ該当性が認められると考えられると判断したことも不合理とはいえず、また、この補充捜査に要した期間も不合理とは言えないことから、P 1 7 検事において、この間及びそれ以降も、有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていたことも、やむを得なかった。

エ その後、前記第2・3(1)シ記載のとおり、同年6月21日、弁護人

から、本件各噴霧乾燥器において大腸菌を噴霧乾燥した後、9時間の乾熱運転を実施しても、同装置内部に残留する粉体中の大腸菌は死滅しない旨の粉体実験の結果が記載された弁護人実験結果報告書3が提出された。

そして、前記第2・3(1)セ記載のとおり、P17検事は、弁護人実験結果報告書3と同様の実験¹⁷を実施した結果、50度、96時間の乾熱運転を実施しても大腸菌が死滅しないことが判明したため、この補充捜査の結果をP19副部長、P21部長等に報告し、協議の上、公訴を維持することは困難であると判断し、東京高検検事長の指揮を受け、同年7月30日、公訴を取り消した。

P17検事による前記補充捜査の内容や要した期間に不合理な点はないことから、P17検事において、この間、有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていたことも、やむを得なかった。

オ 各公判担当検察官は、本件要件ハの解釈について、本件要件ハ捜査機関解釈を前提として対応し、前記第2・3(3)記載のとおり、P16検事は、弁護人から提出された予定主張記載書面を受けて、経産省の担当者から聴取を行うなどして、本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした立証方法を検討している中で後任のP17検事に引き継ぎ、P17検事も、同様に本件要件ハ捜査機関解釈を前提とした対応をしていたところ、その間に、本件各噴霧乾燥器について本件要件ハに該当することの立証が困難であると判断したことなどの事情を考慮して前記公訴取消しに至ったのであるから、各公判担当検察官において、本件要件ハ捜査機関解釈を前提として対応していたことは、やむを得なかったと言わざるを得ない。

(3) 公判担当検察官の対応についての問題点・反省点

以上のとおり、当時の証拠関係や各公判担当検察官の認識等を前提とすれば、各公判担当検察官において、本件各公訴提起から公訴取消しに至るまでの間、有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていたことも、やむを得なかった面があったことは否定し難い。

もともと、振り返ってみれば、本件各公訴提起時における客観的構成要件該当性に関する証拠関係は、必ずしも客観的証拠が十分に収集された強固なものとは言い難く、公判担当検察官としても、弁護人から弁護人温度測定結果報告書1の証拠請求がされた令和2年10月以降は、このような問題意識を持ち、客観的構成要件該当性についての積極的見解のみならず消極的見解も検討の上、決裁官にその内容を提示して報告・

¹⁷ 大腸菌粉体の入手が困難であったため、同実験は、大腸菌と同程度の熱耐性を有する乳酸菌を使用して行われた。

相談し、捜査担当検察官とも協議するなどして、より早期に適切な測定方法の実験等の補充捜査を実施することが望ましかった。前記のとおり、公判を担当する検察官は、捜査担当検察官とは異なる立場から、公判で想定される争点やこれに関する証拠構造を的確に把握・検討した上で、必要に応じて補充捜査を実施することが求められていることを踏まえると、公判段階における問題点の把握と適時・適切な補充捜査の実施が重要であることを改めて肝に銘じなければならない。

6 保釈請求への対応について

(1) 本件勾留は、本件判決で違法と判断された公訴提起に基づくものであったこと

本件判決は、第1事件の公訴提起並びに第2事件の勾留請求及び公訴提起について、国賠法1条1項の適用上違法であるとした。

本件各公訴提起後におけるA氏、B氏及びC氏の勾留は、国賠法上違法と判断された公訴提起に基づくものであったことからすれば、そもそも勾留の前提・根拠となる「被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由」を欠くものであったと評価せざるを得ない。また、第1事件の公訴提起後における保釈請求への対応についても、合理的な判断過程により有罪と認められる嫌疑がなかったにもかかわらず、有罪と認められる嫌疑があることを前提として保釈請求に反対したものと評価され得るものであり、結果として不適切な対応であったと言わざるを得ない。本件における一連の捜査・公訴提起の過程に種々の問題点・反省点があったと認められることは前記のとおりであり、既に述べたような観点から十分な捜査が行われていれば、A氏、B氏及びC氏が長期間にわたって勾留されることもなかったと考えられることから、その意味においても、本件における捜査・公訴提起に問題があったことは重く受け止めなければならない、真摯に反省すべきである。

(2) C氏が勾留執行停止中に亡くなられたこと

ア C氏について、弁護人は、第1事件の公訴提起後の令和2年4月以降、8度にわたり保釈請求を行ったが、その都度、検察官が保釈は不相当である旨の反対意見を述べ、裁判所も保釈請求を却下してきた経緯があり、前記第2・3(4)サ記載のとおり、弁護人は、令和3年2月1日にも保釈請求を行ったが、同月4日、弁護人によって保釈請求が取り下げられ、C氏は、同月7日、勾留執行停止中に進行胃癌により亡くなられた。

本件判決により違法と判断された公訴提起により、C氏が長期間にわたり身柄を拘束され、勾留執行停止中に亡くなられたという重大な結果が生じたことを重く受け止め、C氏の保釈請求に対する公判担当検察官の対応について以下のとおり検証した。

イ まず、前記第2・3(4)記載のとおり、P16検事は、弁護人の保釈請求に対しては、不相当である旨の反対意見を述べる一方、C氏の治

療・入院等の必要性を理由とした前記各勾留執行停止申立てや指定条件変更の申立てに対しては、いずれも「しかるべく」との意見を述べて反対しなかった¹⁸。

このような一連のP16検事の対応からすれば、P16検事は、C氏の病状等に応じ、勾留の執行停止により病院における入院治療等を受けられるようにしようと考えていたものと認められる¹⁹。

また、前記第2・3(4)キないしサ記載のとおり、P16検事は、C氏の悪性腫瘍が発見され、「進行胃癌」との診断を受けるに至った後も、弁護人の保釈請求について、いずれも不相当である旨の反対意見を述べていたが、P16検事としては、後記第3・6(3)イ記載のとおり、故意及び共謀に関する罪証隠滅のおそれがあると判断しており、これを前提として、C氏の入院治療等の必要性については、勾留執行停止により対応可能であり、裁量保釈は相当でないと考え、C氏の保釈請求に対して反対意見を述べていたものと認められる。

そして、裁判所においても、

○ 「被告人の健康状態等に関する弁護人の指摘を踏まえても、裁量による保釈が適当でないとした原裁判の判断は不合理ではない」(令和2年12月17日準抗告棄却決定)

○ 「弁護人が主張する事情を考慮しても、被告人の保釈を許可した原裁判の判断は、その裁量の範囲を逸脱した不合理なものといわざるを得ない。」(同月28日準抗告認容決定)

などとして、C氏が進行胃癌に罹患しており、入院治療が必要な状態であることを踏まえてもなお、保釈は適当ではない旨判断されていたところである。

ウ しかしながら、刑訴法90条は、「身柄の拘束の継続により被告人が受ける健康上…の不利益の程度」等を挙げているところ、C氏が70歳を越える高齢であり、既往症があったことに加え、令和2年9月29日の保釈請求の時点においては、貧血の症状を発症し、東京拘置所において医師の診察を受けるとともに、400ccの輸血を受け、その際、医師により、腸内出血が疑われる旨の診断を受けたこと、同年10月19日の保釈請求の時点においては、C氏が、同月16日、

¹⁸ 弁護人は、令和2年10月27日に勾留執行停止を申し立てた後、同年11月13日及び同年12月7日に前記勾留執行停止の延長を申し立てたところ、これらはいずれも認められたため、C氏の勾留の執行は、令和3年6月7日まで停止することとされていた。したがって、C氏は、令和2年11月5日以降、令和3年2月7日に亡くなるまでの間、再度収容されることはなかった。

¹⁹ P16検事は、令和2年12月1日の保釈請求に関し、同月4日、J16裁判官に対して、「現在被告人は勾留執行停止中であり、今後も、病状等に応じて引き続き勾留執行停止を継続する必要がある場合には、柔軟に対応したいと考えている」旨述べている(同日付けJ16裁判官作成の電話聴取書)。なお、その後、J16裁判官は、本文第2・3(4)ケ記載のとおり、保釈請求を却下する決定をした。

E病院の医師から、進行胃癌であり、病期診断のため、精密検査が必要な状態にある旨の診断を受けたこと、消化管出血が疑われる状況にあり、同年9月25日以降、複数回にわたり合計1200ccの輸血を受けたこと、同年10月1日以降、固形物を食べることができず、液体状の栄養剤しか摂取できない状態にあること、体重も急激に減少し、輸血後も体調の悪化が快復しない状態にあることなどの事情が保釈請求書に明示されていたことを踏まえると、検察官としても、本件については、C氏の病状が生命に直接関わり得る重篤なものであることを容易に把握できたのであるから、単に弁護人による勾留執行停止の申立てを待つのではなく、必要に応じて弁護人とも連絡を取り合いつつ、拘置所に対し、拘置所内における診察・治療の状況、拘置所内における動静を含めた具体的な健康状態、拘置所としての今後の検査・治療方針等について照会・確認するなどし、C氏の病状等をよりの確に把握する必要があると考えられる。

その上で、前記のとおり、P16検事は、C氏の病状等に応じ、勾留執行停止により病院における入院治療等が受けられるようにしようと考えていたものであるところ、C氏の弁護人による同月19日付け保釈請求書においても、「被告人の親族及び弁護人において、勾留執行停止状態の患者を受け入れることができる医療機関を探しているが、受け入れ可能な医療機関は一向に見つかっていない」旨主張されていたとおり、医療機関によっては、勾留執行停止の状態の患者を受け入れることについて難色を示されることもあるほか、検査や治療の内容等が制限される場合もあるから、検察官としては、そのような事情も踏まえた上で、C氏が必要かつ適切な医療措置を受けることが可能となるようにするという観点から、勾留執行停止の可否を検討するのみならず、そもそも、C氏の病状等を考慮してもなお、罪証隠滅の現実的なおそれが認められるといえるのか、保釈は不相当と考えられるのかについて、改めて慎重に検討し、柔軟な対応をとることが求められていたと考えられる。

(3) 検察官による「罪証隠滅のおそれ」の判断及びそれを踏まえた保釈請求への対応についての問題点・反省点

ア 本件各公訴提起からA氏及びB氏が保釈により釈放されるまでの間において、検察官は、本件各噴霧乾燥器が本件要件への規制対象に当たらないことを直截に示す証拠を得られておらず、本件各公訴提起が国賠法上違法と判断されるとの認識はなく、有罪と認められる嫌疑があると考えていたものと認められる。特に公判担当検察官は、起訴検察官から、本件の証拠関係につき、公訴事実の立証に難があるとの引継ぎを受けていたわけではなく、むしろ立証上大きな問題はないとの引継ぎを受けていたこともあり、有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていたものであって、そのよう

な対応もやむを得ない面があったことは否定し難い。

イ その上で、保釈請求への対応について検討すると、本件各公訴提起当時の証拠関係から想定される公判における争点としては、客観的構成要件該当性のほか、故意及び共謀が考えられた。

本件においては、客観的構成要件該当性に関して罪証隠滅のおそれがあったとは考え難く、検察官としては、故意及び共謀に関する罪証隠滅のおそれを問題視して、保釈請求に対し、一貫して反対意見を述べていたと認められる。

この点、検察官は、保釈請求に対する意見として、噴霧乾燥器に関する規制導入までのX社と経産省との折衝経緯等が、本件要件ハ該当性に対するA氏、B氏及びC氏の認識の有無・程度を裏付ける重要な事実となると考えた上で、これらの経緯へのA氏、B氏及びC氏の関与、X社内での協議状況等については、電子メールや会議録等の客観証拠のほか、経産省関係者及びA氏、B氏、C氏を含むX社関係者の供述等により立証することとし、X社関係者の供述態度等に照らせば、X社関係者が口裏合わせをするなどの罪証隠滅を図る危険性が高いと主張した。また、このような罪証隠滅の現実的なおそれがあるとする根拠として、X社従業員が捜査に非協力的な態度を示し、取調べを実施できた者の中には、本件要件ハ該当性について任意捜査段階の供述を撤回する者もいたこと、X社がホームページに本件各噴霧乾燥器が規制対象外である旨のコメントを掲載していることを指摘するなどしていた。

このように、保釈請求に対応した各検察官は、故意及び共謀に関する具体的な罪証隠滅のおそれがあるものと判断し、保釈請求に対して反対意見を述べていたものと認められる。

また、弁護人は、同年12月25日、検察官が請求していたX社の関係者に係る供述調書の多くについて、従前の不同意意見を変更し、同意する旨の証拠意見書を提出したが、P16検事は、同証拠意見書においてもなお供述調書が不同意とされ、証人出廷が見込まれていたX2氏の供述は、A氏、B氏及びC氏の故意を裏付ける重要な間接事実であることなどを理由として、故意及び共謀に関する具体的な罪証隠滅のおそれがあるものと判断し、同日付けの保釈請求以後も反対意見を述べていたものと認められる。

これに対し、裁判所あるいは裁判官は、本件の事案の性質や内容、A氏、B氏及びC氏の供述状況、予想される争点及び証拠整理の状況や検察官・弁護人立証の予定等の公判の具体的な進捗状況等を踏まえ、累次にわたり、A氏、B氏及びC氏が罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由を認める旨の判断をしていた。

ウ しかし、検察官として、保釈請求に対する意見を述べるに当たっては、以下の事情を踏まえ、更に検討する余地があったと思われる。

すなわち、前記折衝経緯等について、A氏、B氏及びC氏やX社従業員が、口裏合わせを行うなどして現に虚偽の供述等を作成したと疑われるような具体的な事情は見当たらず、この折衝経緯等を証明する証拠としても、電子メールや会議録等の客観証拠のほか、A氏、B氏及びC氏が口裏合わせを行うとは考え難い経産省関係者の供述が存在していたのであるから、それでもなお、この折衝経緯等に関し、A氏、B氏及びC氏がX社関係者と口裏合わせを行うなどして罪証隠滅を行うおそれが具体的・実質的にどの程度あるのかについては、証拠関係を踏まえて更に検討する余地があったものと考えられる。

また、前記のとおり、同月25日には、検察官が請求していたX社の関係者に係る供述調書の多くが同意されるなどしており、こうした公判手続の推移等をも踏まえた更なる検討の余地もあったものと考えられる。

もとより、公判段階における勾留の必要性は、事案の性質、被告人の職業・家族関係、立証構造及び公判における手続の進行状況（公判前整理手続に付された事件においては、同手続により整理された争点と立証の予定）等も踏まえ、検察官としても慎重に検討する必要がある。特に、前記第3・6(2)記載のとおり、C氏の病状やその病状が悪化していく経過を的確に把握し、かつ、適切に考慮するとともに、前記のような公判手続の推移等を踏まえてもなお、具体的・実質的な罪証隠滅のおそれが認められるといえるのか、保釈は不相当と考えられるのかについて、改めて慎重に検討し、判断するのがより適切だったと考えられる。

また、公判担当検察官は、こうした検討事項を決裁官に報告・相談し、十分協議した上で、慎重に判断することが望ましかったといえる。本件では、前記第3・6(2)ウのとおり、C氏の病状が令和2年9月以降悪化していき、同年10月1日以降、固形物を食べることができず、液体状の栄養剤しか摂取できない状態にあり、同月16日には進行胃癌であるとの診断を受けた上、更には同年11月10日には多発肝転移の診断を受けたなどの事情の推移があったのであるから、公判担当検察官は、具体的・現実的な罪証隠滅のおそれについても改めて検討し直し、こうした検討事項を決裁官に報告・相談しなければならなかったと考えられる。

(4) 小括

以上のとおり、本件における検察官の保釈請求への対応については、罪証隠滅のおそれの有無や程度等を踏まえたC氏の保釈の必要性・相当性に関し、十分な検討がされたとはいえず、特にC氏の病状・容態の推移を踏まえて、より具体的な検討を行った上で対応することが必要だったといえる。検察官としては、遅くとも、前記のとおりC氏が進行胃癌の診断を受けたこと等が保釈請求書に明示された同年10月

19日の保釈請求以降においては、必要に応じて弁護人とも連絡を取り合いつつ、拘置所に対し、拘置所内における診察・治療の状況、所内における動静を含めた具体的な健康状態、拘置所としての今後の検査・治療方針等について照会・確認するなどしてC氏の病状等を的確に把握し、C氏の病状が、一時的な入院加療等によっては、容態の回復は望めない重篤なものであることなどを把握したならば、そのような病状等を考慮しつつ、より具体的・実質的な罪証隠滅のおそれの有無や程度等を検討した上、保釈の必要性・相当性について判断し、保釈請求に対してあえて反対の意見を述べないこととするなどの柔軟な対応をとることが相当であったといえる。そのような意味で、同年12月28日の保釈許可決定に対して準抗告を申し立てたことも含め、検察官の保釈請求への対応についても問題として認識すべき点があり、特に、C氏が保釈されないまま勾留執行停止の状態で亡くなられた本件については、このことを深く反省しなければならない。

7 決裁官の関与について

(1) 捜査段階

ア 警察相談から逮捕前まで

警察相談の段階では、捜索に着手するに当たり、この着手方針について、P1検事及びP2副部長が検事正まで報告した。

その際、本件においては、本件省令の解釈や、それを前提とする客観的構成要件該当性が問題となり得ることは明示的に報告されることがなく、公安部長、次席検事及び検事正の各決裁官等からも、捜索着手の方針に影響を与えるような指摘はされなかった。

その後、本件の主任検察官は、P2副部長からP3検事に引き継がれたが、その際、P2副部長からは、必要に応じて本件省令改正に関する行政庁側の関係者からの参考人聴取を進めることも含めて検討しつつ、着手時期や犯罪事実の構成等の検討・調整をするように引継ぎがされた。そして、P3検事においては、前記第2・2(1)記載のとおり、未だ証拠上不明確な点があるとの問題意識を持ち、警視庁公安部に対して補充捜査事項を指摘したが、この補充捜査が進行中であったこともあり、P3検事が抱いている問題意識や補充捜査の内容について、P2副部長に対して報告されることはなかった。

その後、主任検察官の立場はP3検事からP4検事に引き継がれたが、この引継ぎが確実でなかったこともあり、P4検事において、本件省令解釈や客観的構成要件該当性に関する問題点がP7副部長等の決裁官等に対して報告されることもなかった。

そして、逮捕の方針についても、P4検事及びP7副部長において、公安部長まで報告し、さらに、P7副部長において、検事正まで報告したが、これらの報告のいずれにおいても、前記問題点が明示的に報告されることはなく、公安部長、次席検事及び検事正から、逮捕の方

針に影響を与えるような指摘はされなかった。

なお、P 7 副部長において、東京高検及び最高検に対しても逮捕の方針が報告されたが、これらの報告でも、前記問題点は明示的に報告されず、逮捕の方針に影響を与えるような指摘もされなかった。

イ 逮捕から公訴提起まで

A 氏、B 氏及びC 氏の逮捕後、本件を公訴提起することについては、第 1 事件、第 2 事件のいずれについても、P 4 検事及びP 7 副部長において、東京地検の公安部長の決裁を得た上で、東京地検次席検事及び検事正、東京高検、最高検に報告されていた（勾留請求については、P 7 副部長の決裁を得ていた。）。

これらの決裁等の際やその後においても、P 4 検事及びP 7 副部長から、本件省令解釈の問題点や、客観的構成要件該当性（特に噴霧乾燥器内部に温度が上がりきらない部分がある旨供述するX社従業員が複数いること）について、明示的に報告されていた事実は認められず、決裁官等から指摘されることもなかった。

P 4 検事は、前記第 3・4(1)記載のとおり、A 氏、B 氏及びC 氏の逮捕後、X社従業員等が、本件噴霧乾燥器内部には熱風が行き渡らず、温度が上がりにくい部分がある旨供述していることについて、P 8 検事ら応援検察官から報告を受けていたものであるが、同供述については、信用性が乏しいなどと考えて、P 7 副部長に対してもそのように報告していた。

P 7 副部長は、P 4 検事の報告を受け、P 4 検事同様、同供述は信用性が乏しく、再度温度測定実験をすることは不要と考え、同供述を公安部長以上の決裁官等に報告することについては不要と判断していた。

ウ 反省点等

以上のように、本件では、特に本件省令解釈の問題点について、主任検察官が十分な問題意識を持っていなかったこともあり、決裁官等に対して明示的に報告されることもなく、また、客観的構成要件該当性（特に噴霧乾燥器内部に温度が上がりにくい部分がある旨供述するX社従業員が複数いること）についても、その信用性評価を誤っていたため、問題点が公安部長以上の決裁官等に報告されることもなく、いずれの問題点についても、決裁官等から指摘・指導を受けることはなかった。

その原因としては、特に消極証拠について、決裁官等に報告を徹底することができていなかったことが認められるほか、第一次決裁官であったP 7 副部長においては、本件に関する報告が、検事として20年弱の経験を有するP 4 検事によるものであり、自身も把握していた証拠関係等に照らしても、P 4 検事の報告内容と同様の証拠評価をし、それ以上に十分な問題意識を持てていなかったことがあると考えら

れ、これらの点は反省点である。

また、東京地検の公安部長についても、担当部署の長として事件処理等の責任者だったのであるから、主任検察官及び副部長からの報告内容を確認し、本件省令解釈等の問題点についても把握できるように努めるべきであった。

さらに、東京地検の次席検事及び検事正においては、明示されていない問題点に気付くことが容易でなかったことは否定できないが、公訴を提起するのが地方検察庁の検察官であることを踏まえると、本件のように法令改正後に初めて起訴しようとする事案については、より慎重な姿勢で決裁等に臨み、事案の実態の正確な把握や関係法令の十分な確認を公安部に対して指示することが望ましかったといえる。

(2) 公判段階

前記第3・5(2)のとおり、本件では、各公判担当検察官において、基本的には合理的な補充捜査を実施した上で、当時の証拠関係を前提に、有罪と認められる嫌疑があると判断し、公訴維持を前提とした対応を行っていたのであるから、その対応はやむを得なかった面があるといえる。また、公判担当検察官は、そのような判断を前提として東京地検公判部の副部長や部長に対して報告・決裁に臨んでいたものと認められることから、決裁官において公訴維持を前提とした決裁等を行っていたことも、やむを得ない面があったことは否定し難い。

もっとも、弁護人から弁護人温度測定結果報告書1の証拠請求がなされた令和2年10月以降は、P18副部長及びP20公判部長においても、P16検事から、同報告書が証拠請求されたこと、弁護人から本件の客観的構成要件該当性に疑義を生じさせる主張がなされたことに対して前記第3・5(2)イのとおり温度測定実験（コードヒーター等を使用したもの）の結果を証拠請求する旨の報告を受けたのであるから、P16検事からの報告を受けるのみならず、その時点で、まずはP18副部長において、証拠構造上重要となる証拠及びそれに対する消極証拠を自身において直接確認するほか、必要に応じて捜査担当検察官と協議するなどの対応をとることがより適切であったといえる。

(3) 身柄（保釈請求への対応）関係

公判段階における本件各保釈請求についてなされた裁判官からの検察官に対する意見聴取に関しては、公判担当検察官において、東京地検公判部副部長に対し、弁護人の保釈請求書及び検察官の意見を記載した意見書を持参した上で報告・決裁に臨んでいたものと認められる。前記第3・6(2)及び(3)記載の事情を踏まえれば、P18副部長も、P16検事と同様、そのような事情を踏まえた具体的な検討をより慎重に行うべきであり、必要に応じて、より上位の決裁官に報告した上で、指導を仰ぐなどの対応をとるべきであった。

第4 適正な検察権行使のために検察全体として取り組むべき事項

1 前提

ここまで刑事事件記録や本件国賠訴訟の記録・本件判決の分析・検討、本件に關与した検察官からの事情聴取等によって現時点において判明している事実關係を前提に、本件の捜査・公判における問題点・反省点等について分析を行ってきた。

そこから明らかとなったのは、本件において、検察権が適正に行使されていない場面が存在したということである。また、検察官の対応について、適正な検察権行使の観点からは、より望ましい対応をとることも可能だったと考えられる場面もあった。

我々検察の活動は、国民の信頼の上に成り立っており、検察権の行使に疑いが生じるようなことがあれば、検察の活動の基盤が大きく揺らぎかねない。

検察官の勾留請求及び公訴提起が違法と判断される事態に至ったことについて真摯に受け止めるとともに、検察は、法と証拠に基づく厳正公平な処分を行い、刑罰権の適正な行使を実現するという使命を果たすことにより、社会正義の実現に寄与するという重い責務を担っているということを深く自覚し、今後より一層適正な検察権行使を実現していくためには、改めて基本に立ち返り、捜査・公判において検察官に求められる基本的事項を確認するとともに、本件の問題点・反省点等をも踏まえた具体的対応を検討していくことが必要である。

そこで、本項においては、適正な検察権行使の観点から当然に必要なとなる視点を改めて整理した上で、それらの視点を検察全体に広く浸透させていくための具体的取組を示すこととする。

2 適正な検察権行使のために必要となる視点

(1) 警察からの事件相談における対応

警察から着手前に事前相談が行われる事件のうち、特に警察が被疑者を逮捕した上で捜査をすることを希望するものについては、身柄拘束によって被疑者に与える影響の重大性を改めて認識し、検察官として、冷静かつ多角的に証拠關係を把握・分析することが必要である。

その際、警察による説明を鵜呑みにすることなく、主として客観証拠に基づき、事案の実態を的確に見極め、被疑者とされる者が当該被疑事実に及んだことについて、動機も含め、合理的に説明可能かどうかについて慎重に検討しなければならない。

また、警察に対し、消極証拠の有無を確認し、あればその提供を求めるとともに、嫌疑の有無に関して疑義が生じた場合には、速やかに必要な補充捜査事項を指摘するか、あるいは自ら捜査を行い、証拠を検討した結果、被疑者に嫌疑が認められる場合であっても、身柄拘束の必要性については、別途慎重に検討を行うことを徹底する。

そして、警察からの相談事件については、決裁官にも随時報告し、決裁官が必要な指導を行うことを徹底し、特に、身柄拘束を予定する事件

については、必要に応じ、第一次決裁官が自ら証拠関係等を確認し、身柄拘束の必要性についても慎重に判断するとともに、より上位の決裁官への報告・相談を励行する。

(2) 引継ぎ

ア 捜査部内部における引継ぎ

人事異動等により、後任者に事件を引き継ぐ場合には、引継ぎ時点までに警察から受領している資料・記録一式を確実に引き継ぐとともに、当該事件の問題点や警察に指示等した補充捜査の内容（当該補充捜査の結果も含む。）、今後指示ないし自ら行うべき補充捜査の内容等について、確実に伝達することを徹底する。特に、警察相談段階にある事件の引継ぎに当たっては、今後の捜査の進め方、例えば被疑者の逮捕の要否や着手時期の見込み等に関する警察との協議状況についても後任者に伝達を行う。また、引継ぎ内容や、後任者への引継ぎ状況については、決裁官にも報告を行う。決裁官は、適切な引継ぎがされているか、後任者が引継ぎを前提とした捜査・検討を行っているかについて、随時報告を受けることにより確認する。

イ 捜査部から公判部への引継ぎ

公訴提起の際、捜査部から公判部に対し、事実認定上や法律上の問題点等を適切に引き継ぐ必要があることはいうまでもない。

特に立証上重要な事項に関する消極証拠については、例えば、それが供述であれば、捜査において、具体的な供述を得て供述調書に録取するなどした上で、その裏付け捜査を行い、その信用性を十分に検討するとともに、その結果、信用性が認められないと判断した場合には、その旨を公判部に引き継ぐなど、消極証拠の存在やその信用性等についても適切に公判部に引き継ぐことを徹底する。

(3) 法令解釈

行政法規違反の事案（特に構成要件の一部が省令に委任されているもの）のうち、当該行政法規の解釈が問題となり得る事案については、当該行政法規の所管行政庁が発出する通達・通知等を確認することが必要であることはいうまでもないが、特に、当該行政法規違反の事実で立件・起訴された先例が乏しく、当該行政法規の解釈に関する司法判断が示されていないような場合には、検察官が自ら、所管行政庁の担当者から、当該行政法規の解釈に関する事項を聴取するなどし、慎重かつ十分な検討を行う必要がある。

併せて、当該行政法規の規制対象となる業界における事業活動の実態や各種申請手続・審査の実情等も把握する。

(4) 捜査における消極証拠の検討

「検察の理念」においても「被疑者・被告人等の主張に耳を傾け、積極・消極を問わず十分な証拠の収集・把握に努め、冷静かつ多角的にその評価を行う」とあるとおり、捜査においては、消極証拠の検討を改め

て徹底することが求められる。

特に、供述以外の客観証拠の収集によって解明し得る事実については、明らかに必要がない場合を除いて、客観証拠の収集に努めなければならない。

そして、被疑者の弁解や被疑者に有利な内容を供述する関係者の供述をないがしろにすることなく、その内容を具体的・詳細に聴取し、特に当該弁解・供述が、想定される争点に関連するものである場合には、その客観的な裏付け捜査を尽くす必要がある。その際、当該弁解・供述と不整合とも思われる客観証拠についても適切な証拠評価を行わなければならない。不適切な証拠評価により当該弁解・供述を排斥できると誤って判断することがあってはならない。

想定される争点に関わる消極証拠については、その存在を把握した段階で速やかに決裁官へ報告することを徹底することにより、決裁官において、弁護人的視点からも当該消極証拠の評価等について検討し、主任に必要な指導（補充捜査等の指示等）を行うことができるようにすることも肝要である。

(5) 応援検察官が関与する事件における捜査の在り方

応援検察官など複数の検察官が関与する事件捜査においては、捜査状況、特に取調べ状況に関する適切な情報共有を行う。

また、証拠、取り分け想定される争点に関わる消極証拠の評価や法的判断においては、応援検察官も含めた複数の検察官が関与の上、多角的視点から慎重な検討を行う必要がある。

特に、供述の信用性評価を行うに当たっては、主任検察官や決裁官において、必要に応じ、自らが担当していない取調べの録音・録画状況を確認するなどし、被疑者・参考人の供述状況を的確に把握することが重要である。なお、現在、検察庁においては、録音・録画が義務付けられている事件について録音・録画を実施していることはもとより、在宅事件を含め、公判請求が見込まれる事件であって被疑者・被害者・参考人の取調べを録音・録画することが必要であると考えられる事件の被疑者・被害者・参考人の取調べ（これらの場合以外でも、検察官において、捜査・公判の必要上、取調べの録音・録画を行うことは差し支えない）について、録音録画の試行の対象とされており、今後も適切に運用していく必要があることについてもここで改めて付言しておく。

さらに、決裁官は、主任検察官から報告を受けるのみならず、必要に応じ、主任検察官の報告の場に応援検察官を同席させるなどして、被疑者・参考人の取調べ状況等について直接報告を受けることも検討する必要がある。

(6) 公判担当検察官の役割

部制庁などのように事件の捜査、公判の担当検察官が異なる場合において、公判担当検察官は、事件の配点を受けた後、速やかに記録の検討

を行い、争点と立証構造を適切に把握する。併せて、事案の実態を、公判担当検察官の視点から、主として客観証拠に基づいて改めて検討するとともに、争点に関わる消極証拠については、それを排斥するために検察官として通常要求される捜査がなされているかという視点からも検討を行う必要がある。

その結果、捜査段階で収集された証拠関係等に問題があるのではないかと疑われる場合は、速やかに決裁官に報告・相談し、必要に応じ、捜査部及び公判部間で補充捜査の進め方等について協議することが求められる。

また、公判経過報告には、弁護人の主張内容や裁判所の発言内容等を正確に記載し、第一次決裁官は、弁護人の主張に対する検察官の主張・立証方針に問題がないかを検討し、必要な指導を行うことを徹底するとともに、必要に応じ、より上位の決裁官への報告・相談を励行することも重要である。

(7) 保釈請求への対応

保釈請求がなされた場合に、検察官としての意見を検討するに当たっては、罪証隠滅のおそれについて、当然のことながら、被告人の供述状況のみならず、他の証拠関係等を十分に精査することが必要であり、当該事案における立証構造を正確に把握した上で、具体的かつ実質的な罪証隠滅のおそれの有無・程度を適切に検討し、保釈請求に対する意見として罪証隠滅のおそれがある旨主張する場合には、その検討結果を意見書に具体的に記載するよう改めて徹底する。

また、がん等の重篤な病気に罹患しているなどといった被告人の健康に関わる事情が被告人側から主張された場合には、刑訴法90条において、「身体の拘束の継続により被告人が受ける健康上、経済上、社会生活上又は防御の準備上の不利益の程度その他の事情」等が規定されていることも踏まえ、必要に応じて留置施設等への照会を行うなどし、被告人の健康に関わる事情の有無及び程度を把握した上で、当該事情やその他の事情を踏まえてもなお具体的かつ実質的な罪証隠滅のおそれが認められるか否か、認められるとしてその程度等を的確に検討し、適切に保釈請求に対応するよう改めて徹底することが必要である。

さらに、決裁官においても、罪証隠滅のおそれについて具体的かつ実質的な内容を確認するとともに、裁量保釈についても保釈請求の内容を踏まえて検討し、主任検察官に対し、必要な指導を行うことを徹底する。

3 今後実施する具体的取組

前記第4・2に述べた各視点は、現在でも、各検察庁において、捜査・公判活動を遂行していくに当たり、当然の前提となるべき事項を改めて確認したものである。

その上で、今後、より一層適正な検察権行使を確保していくとの観点から、前記第4・2の視点を改めて検察全体に浸透させるため、最高検にお

いては、以下の具体的取組を行うこととする。

(1) 最高検主催のキャラバンの実施

本検証報告書、本件判決等を教材とし、本件の捜査・公判の問題点等について、最高検検事が各高等検察庁を回り、各地の検察官に対して説明を行うこととする。

(2) 検察官に対する研修の実施

各年次の検察官を対象とした研修において、前記第４・２の視点を盛り込んだカリキュラムを実施する。

また、決裁官を対象とした研修においても、前記第４・２の視点を盛り込んだカリキュラムを実施する。

さらに、各高等検察庁においては、管内地方検察庁の検察官に対し、ＯＪＴ的要素を取り込んだ巡回指導を行うこととする。

(3) 行政法規違反の事案における法令解釈に関する通知の発出

行政法規違反の事案のうち、当該行政法規違反の事実で立件・起訴された先例が乏しく、当該行政法規の解釈に関する司法判断が示されていないような場合には、検察官が自ら、所管行政庁の担当者から、当該行政法規の解釈に関する事項を聴取するなどし、慎重かつ十分な検討を行う必要があること、その検討に当たっては、規制の趣旨・内容（罰則をもって対処する必要のある行為として想定される行為の内容を含む。）等を的確に把握し、これを十分に踏まえること、また、行政法規の罰則のうち、構成要件の一部である義務規定や禁止規定の具体的内容が省令に委任されているものについては、①他の同種の規制における規定ぶりとの異同（異なる場合にはその理由）、②当該省令に係る規制が国際的な規制の枠組みに基づくものである場合には、同枠組みの趣旨・内容、同枠組みや他国の規制と我が国の当該規制との異同（異なる場合にはその理由）、③国民（特に当該規制の対象者）に対する周知の程度（当該規制の対象者における当該規制の内容に関する一般的な認識等を含む。）等に関して十分に検討することについて、全国の検察庁に向けて通知を発出し、全国的に統一的な対応を実施することとする。

(4) 保釈請求への対応に関する通知の発出

保釈請求において、被告人の健康に関わる事情が主張された場合には、必要に応じて留置施設等への照会を行うなどし、当該事情の有無・程度を把握した上で、決裁官に報告し、適切に対応することについて、全国の検察庁に向けて通知を発出し、全国的に統一的な対応を実施することとする。

(5) 本検証結果を踏まえた改善状況について東京地検から定期的なヒアリングの実施

東京地検においては、後記４記載のとおり、本検証結果を踏まえ、新たな取組を実施するところ、最高検及び東京高検においては、その実施状況等について、東京地検から定期的にヒアリングを行うとともに、必

要に応じて指導を行う。

- (6) 勾留中の被疑者・被告人の病状等に関する検察庁及び拘置所等の間の連絡体制の強化に関する通知の発出

現在においても、勾留中の被疑者・被告人に何らかの疾病等がある場合には、検察庁及び拘置所等の間で必要な情報共有が行われているところであるが、勾留中にがん等の重篤な疾患等が発覚し、外部の医療機関を受診する必要がある場合等に、速やかに状況の確認、当該情報に基づく検討・調整等が行われるよう、検察庁及び拘置所等の間の連絡体制を強化することについて、全国の検察庁に向けて通知を発出し、全国的に統一的な対応を実施することとする。

- (7) 参与会への報告、意見の聴取

有識者からなる参与会において、本件の問題点・反省点等について説明を行うとともに、その後の改善状況等についても報告を行い、聴取した意見を今後の検察の組織運営に反映させる。

4 東京地検において今後実施される取組

本検証結果を踏まえ、当庁と東京高検、東京地検において協議を行い、今後、東京地検において以下の取組を新たに実施していくこととした。

最高検としては、東京地検以外の庁においても、これらの取組を参考に、各庁独自の取組を進めていくことを推奨する。

- (1) 全検察官を対象とした勉強会の実施

最高検が実施するキャラバンとは別に、本件の捜査・公判に関与した東京地検において、本件の問題点・反省点等を踏まえ、今後の捜査・公判の在り方について検討するため、全検察官を対象とした双方向形式の勉強会を実施することとする。

- (2) 東京地検公安部と警視庁公安部との定期的な意見交換会の開催

警視庁公安部が送致する公安労働事件や外事事件等は、法令解釈に困難を伴うものや、専門性が高いもの、証拠関係が複雑なものが多く含まれ得る。そこで、各部の幹部も出席する意見交換会を定期的を開催することとし、個別事件に関することのみならず、捜査態勢や取調べの在り方等も含めた幅広い観点から協議を行う。

- (3) 総括審査担当検察官の関与

前記第4・4(2)のとおり、警視庁公安部が送致する事件の特殊性を踏まえ、適正な捜査を行い、適切に事件処理を行うという観点から、東京地検特別公判部に新たに「公安公判担当検察官」を配置し、東京地検公安部が担当する事件のうち、検事正が指定する事件について、総括審査担当検察官として関与させることとする。

第5 おわりに

本検証において分析・検討したとおり、本件をめぐる検察の一連の活動の中には、適正な検察権行使の観点から、問題点や反省点として、様々なものがあつた。

検察は、これらの点について、決して一地方検察庁の問題ではなく、検察全体の問題として捉えなければならない。

このような問題点や反省点が認められる捜査・公判対応が大きな一因となって、A氏及びB氏が332日間、C氏が240日間という長期間にわたり身柄を拘束される結果となり、このことなどにより、A氏、B氏、両名の御家族の皆様、C氏、C氏の御遺族の皆様及びX社の皆様に、多大な御負担や御心痛をおかけしたことについて、最高検としても、心よりおわび申し上げます。

また、本件各公訴提起後の勾留が、国賠法上違法と判断された公訴提起に基づくものであり、そもそも勾留の前提・根拠となる「被告人が罪を犯したことを疑うに足る相当な理由」を欠くものであったと評価せざるを得ず、保釈請求に対し、反対意見を述べたことについても、結果として不適切な対応であったといえる上、特にC氏については、その病状の推移等が具体的に保釈請求書に明示されていたのであるから、各検察官の保釈請求への対応においては、C氏の病状の推移等も踏まえ、罪証隠滅のおそれの有無や程度等を踏まえたC氏の保釈の必要性・相当性に関し、更に慎重に検討することが必要であったが、必ずしも十分な検討がなされないまま、反対意見が述べられていた。このような問題点や反省点が認められる検察官の保釈請求への対応も一因となって、C氏は、令和2年11月5日に勾留執行停止となるまでの間、8時間の勾留執行停止が認められた同年10月16日を除いて身柄を拘束された状態が続き、同年11月5日以降は、勾留執行停止が随時延長されることとなったため、現実に身柄を拘束されていたわけではなかったものの、保釈が認められないまま亡くなられるという重大な結果が生じた。最高検としても、このことを重く受け止め、C氏に、心から哀悼の意を表するとともに、C氏の御遺族の皆様に謹んでお悔やみを申し上げます。そして、前記のような問題点や反省点が認められる保釈請求への対応がされたことについて、C氏、C氏の御遺族の皆様に、改めて心より深くおわび申し上げます。

今般、本件国賠訴訟において、検察官の勾留請求及び公訴提起が国賠法上違法であると判断されたことについて、改めて真摯に受け止めるとともに、検察が、法と証拠に基づき、厳正公平・不偏不党を旨として、検察権を行使することによって、国民の負託に応えるという重責を担っているということを厳に自覚し、全ての検察官が、「検察の理念」に則った適正な検察権行使を全うすることができるよう、最高検として最大限の努力をしていく所存である。